

がいこくじんむ
外国人向け

いたみし
伊丹市

せいかつがいどぶっく
生活ガイドブック

ねんぼん
(2026年版)



いたみしますこっと
伊丹市マスコット たみまる

にほん せいかつ か
日本の生活のことが、書いてあります。

こま
困ったことやわからないことがあったら、

でんわ き
電話をして聞いてください。

いたみし やくしよ つうやく きかい
※伊丹市役所には、通訳の機械があります。

にほんご はなひと いたみし やくしよ き
日本語が話せない人は、伊丹市役所へ来て

き
聞いてください。

か 書いてあること

ない よう 内 容

きゅう 急に こまったとき	2
さいがい じしん たいふう こうずい 災害(地震、台風、洪水など)	4
ざいりゅうし かく 在留資格	9
じゅうみんとうろく 住 民登録	14
びょう き い りょう ほ けん 病 気と 医療保険	21
ねんきん ふくし 年金・福祉	27
ぜいきん 税金	32
くらしと いえ くらしと 家	36
こうつう 交通	42
し ごと 仕事	46
にんしん しゅっさん こそだ 妊娠・出産・子育て	48
がっこう 学校	52
にほんご べんきょう 日本語の 勉強	56
がいこくじん そうだん 外国人が 相談する ところ	58

きゅう

急にこまったとき

きゅう

急にこまったときの電話

でんわ

病気、けが、火事、事故などのとき、下のところに電話をしてください。電話は、24時間いつでもかけることができます。とてもこまっていて、急いでいるときだけ、電話をしてください。お金はいりません。

119番

■119番

急に病気になったりけがをして救急車を呼ぶときと、火事になって消防車を呼ぶときの電話番号です。外国語でも電話ができます。



(民間通訳事業者による電話同時通訳サービスを利用し32か国語対応)

急な病気やけがのとき：①「救急です」と言います。

②救急車<病気やけがの人を病院へ運ぶ車>に、来てもらいたい場所を言います。

③どこが痛いか言います。

④あなたの名前と、電話番号を言います。

火事のとき：①「火事です」と言います。

②火事の場所を言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。



■110番

事故やどろぼうなどのとき、警察を呼ぶときの電話番号です。

事故のとき：①「事故です」と言います。

②いつ、どこで、何があったかを言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。

④けがをしている人がいたら、その人について伝えます。

(男の人か女の人か、何歳ぐらいか、どんなけがかなど)

どろぼうなどのとき：①「事件です」と言います。

②いつ、どこで、何があったかを言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。

④けがをしている人がいたら、その人について伝えます。



お 物の 落とし物

■物を落としたとき、拾ったとき

かばん さいふ お み けいさつ い いしつとどけ
鞆 や 財布などを 落として 見つからないときは、警察へ行って、「遺失届」

〈あなたが 物を なくしたことが わかる 紙〉などを もらってください。
お もの ひろ ちか けいさつ こうばん とど
落とし物を 拾ったときは、近くの 警察か 交番へ 届けてください。



■パスポートなどをなくしたとき

ばすぽーと
パスポートをなくしたとき：

あなたに くに たいしかん りょうじかん い あたら ばすぽーと つく
あなたの国の 大使館や 領事館へ 行って、新しいパスポートを 作ってください。

ざいりゅうかーど
在留カードをなくしたとき：

かーど か ちか しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく い
カードを なくしてから 14日までに、近くの 出入国在留管理局へ 行って、
あたらし ざいりゅうかーど つく
新しい在留カードを 作ってください。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
特別永住者証明書をなくしたとき：

なくしたと した ひ から 14日までに、しやくしょ しみんか あたら とくべつえいじゅうしゃ
証明書を 作ってください。

さいがい じしん たいふう こうずい 災害（地震、台風、洪水など）

じしん 地震

にほん せかい なか じしん おお くに
日本は、世界の中でも、地震が多い国です。

おお じしん お かぐ たお あぶ すいどう がす でんき つか
大きな地震が起きると、家具が倒れて危ないです。水道やガスや電気が使えなく
なる かもしれません。また、食べ物や、生活に必要なものが買えなくなる かもしれません。

じしん お 起きるか わかりません。地震のときに
こまらないように、しっかりと 準備を してください。



しんど じしん ゆ ■震度〈地震のとき、どれくらい揺れるか〉

しんど 震度7 : たてもの こわ たお やま じめん わ
建物^{たてもの}が壊^{こわ}れたり、倒^{たお}れます。山^{やま}がくずれたり、地面^{じめん}が割^われたりします。

しんど きょう た ある よわ たてもの こわ たお
震度6強 : 立^たって歩^{ある}くことができません。弱^{よわ}い建^{たてもの}物^{こわ}が壊^{たお}れたり、倒^{たお}れたりします。

しんど じゃく た むづか たてもの かべ わ どあ ひら
震度6弱 : 立^たつことが難^{むづか}しくなります。建^{たてもの}物の壁^{かべ}が割^われたり、ド^{どあ}ア^{ひら}が開^{ひら}かなく
なったり します。

しんど きょう ある むづか かぐ たな たお うご
震度5強 : 歩^{ある}くのが難^{むづか}しいです。家^{かぐ}具^{たな}(棚^{たお})が動^{うご}いたりするかもしれません。
じしん まえ こていかなぐ ぼると かぐ たお
地震^{じしん}の前^{まえ}に、固^{こてい}定^{かなぐ}金^{ぼると}具^{ぼると}(ボルト^{ぼると})を 付^かけ、家^{かぐ}具^{たお}を倒^{たお}れないようにします)や、
たいしんねんちやくまっと かぐ した まっと かぐ たお
耐^{たい}震^{しん}粘^{ねん}着^{ちやく}マ^まット(家^{かぐ}具^{した}の^まつ^まと^まつ^まを^はつて、家^{かぐ}具^{たお}を倒^{たお}れないようにし
ます)などを 使^{つか}って、家^{かぐ}具^{たお}が倒^{うご}れたり動^{うご}いたりしないように しましよ。

しんど じゃく まど がらす わ たな さら ほん お
震度5弱 : 窓^{まど}のガ^がラ^{らす}スが割^われたり、棚^{たな}の皿^{さら}や本^{ほん}が落^おちたりします。

ゆ き ■揺れたら 気をつけること

いえ
家^{いえ}に 在^いるとき :

つくえ した はい あたま まも そと で
机^{つくえ}の下^{した}などに入^{はい}って、頭^{あたま}を守^{まも}ります。あわてて外^{そと}へ出^でないでください。

そと
外^{そと}に 在^いるとき :

ぶろっくべい たお お
ブ^ぶロ^ろック^く塀^{べい}など、倒^{たお}れたり落^おちたりするものから はなれてください。

がっこう
学^が校^っに 在^いるとき :

せんせい い き つくえ した はい
先^{せん}生^{せい}の言^いうこと^きをよ^きく聞^きいて、机^{つくえ}の下^{した}などに入^{はい}ってください。

みせ でんしゃ
店^み・電^で車^んなど^{しゃ}に 在^いるとき :

みせ ひと い き
あわてないで、店^みの人^{ひと}などが言^いうこと^きをよ^きく聞^きいてください。



■揺れが止まったら すること

地震の始まり～2分 : ドアや窓を開けて、逃げる道をつくります。

ガラスでけがをしないように、くつをはきます。

2分～5分、揺れの終わり : 火を消して、ガスの栓を閉めます。

家には危ないとき :

地震で家が壊れそうなおときや、近くで火事が起きているときは、避難所へ行きます。

・テレビやラジオ、SNSなどで、地震について見たり聞いたりします。

・ガスの栓を閉めて、電気のブレーカーを切ります。

・非常用持ち出し品(→8ページ)を持って行きます。

台風

台風は、6月から10月ごろに日本へ来ます。台風が来ると、強い雨が降って、強い風が吹きます。



・家の外にある飛んで行きそうなものは、家の中に入れてください。

・窓ガラスが割れるかもしれません。シャッターやカーテンを閉めてください。

・できるだけ外へ出ないでください。



大雨・洪水

たくさん雨が降ると、川の水などがあふれたり、(洪水といいます。)家の中に水が入ってくるかもしれません。

・川の近くへ行かないでください。

・崖や山が崩れて落ちてくるかもしれません。(土砂崩れや、土砂災害といいます。)

・大雨や洪水のとき、水の高さが、膝の上まであったら、

建物の2階より上に上がってください。

・壊れた電柱や電気の線の近くに、行かないでください。



台風、大雨、洪水などのとき、注意報や警報、避難指示(「危ないので逃げてください」というお知らせ)が出る場合があります。テレビやラジオ、SNSなどで、台風や大雨などの情報を確かめてください。警報などが出ると、学校が休みになる場合があります。

さいがい まえ じゅん び
災害の前の 準備



さいがい あぶ ひなんじょ たし
■災害で 危ないところと、避難所を 確かめてください。

さいがい まえ いえ がっこう かいしゃ さいがい あぶ ばしょ
 災害の前に、家や学校、会社が、災害のときに 危ない 場所か

たし さいがい
 どうか 確かめてください。また、家の近くの 避難所が どこにあるか 確かめてください。

さいがい あぶ ひなんじょ ばしょ いたみし はぎーどまっぷ しら
 災害のときに 危ないところや 避難所の場所は、伊丹市のハザードマップで 調べてください。

さいがい かぞく ともだち れんらく ほうほう さいがい まえ き
 災害のときに 家族や友達と 連絡する方法も、災害の前に 決めてください。

いたみし こうずい はぎーどまっぷ いたみし ないすい はぎーどまっぷ はんれい ことば
伊丹市 洪水ハザードマップと 伊丹市 内水ハザードマップの 凡例の言葉

ことば 言葉	いみ 意味
ないすい 内水	あめ ふ みず たくさん 雨が 降って、水が あふれて、 みち たてもの 道や 建物などに たまること
こうずい 洪水	あめ ふ かわ みず たくさん 雨が 降って、川などの 水が あふれて、 みち たてもの 道や 建物などに たまること
していぎんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所	さいがい じしん こうずい あぶ 災害〈地震、洪水など〉で 危ないときに、 に 逃げる ところ
じしゅひなんじょ 自主避難所	さいがい じしん こうずい あぶ 災害〈地震、洪水など〉で 危ないときに、 に 逃げる ところ (伊丹市から 避難指示〈「逃げて ください」という お知らせ〉が出る前に、 はや に つか 早めに 逃げる時、使えます。)
ぼうさいびちくそうこ 防災備蓄倉庫	じしん つか はい そうこ 地震などのときに 使うものが 入っている 倉庫
おくがいかくせいき 屋外拡声器	じしん ほか くに みさいる ちか 地震や、他の 国から ミサイルが 近づいたときに、 し すピーカー 知らせる スピーカー
すいぼうそうこ 水防倉庫	おおあめ つか はい そうこ 大雨などのときに 使うものが 入っている 倉庫
しんすい ばあい そうてい 浸水した場合に想定される すいしん 水深	あめ ふ みず たくさん 雨が 降って、水が あふれたときに、 かんが みず ふか 考えられる 水の 深さ
いじょう くいき 〇m以上の区域	みず めーとる いじょう ふか あふれた水が、〇メートル以上の 深さになる ところ
しんすいそうていくいき 浸水想定区域	あめ ふ みず たくさん 雨が 降ったとき、水が あふれて、 たまるかもしれない ところ
どしゃさいがいけいかいくいき 土砂災害警戒区域/ ほうかい そうてい くいき 崩壊が想定される区域	あめ ふ がけ つち いし たくさん 雨が 降ったとき、崖から 土や 石が お 落ちてくるかもしれない ところ

あぶり
○アプリ： Safety tips

にほん じしん おおあめ し ひなんじょうほう あぶ に し
日本の地震や大雨のお知らせ、避難情報〈危ないときに逃げるためのお知らせ〉を
つた あぶり
伝えるアプリです。

ことば にほんご えいご ちゅうごくご かんたいじ ほんたいじ かんこくご すべいんご ぼるとがるご
言葉：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
べとなむご たいご いんどねしあご ふいりびんご ねぼーるご くめーるご
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、
びるまご もんごるご
ビルマ語、モンゴル語



あぶり
○アプリ： ひょうご防災ネット

いたみし じしん おおあめ し ひなんじょうほう あぶ に
伊丹市の地震や大雨などのお知らせや、避難情報〈危ないときに逃げるための
し つた あぶり
お知らせ〉を伝えるアプリです。

ことば にほんご えいご ちゅうごくご かんたいじ ほんたいじ かんこくご すべいんご ぼるとがるご
言葉：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
べとなむご たいご いんどねしあご ふらんすご どいつご いたりあご
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語



※iPhone は、あめりか ほかに とうろく
※iPhone は、アメリカや、その他の国で登録された、Apple Inc. の商標です。

しょうひょう
iPhone の商標は、Apple のライセンスに基づき使用されています。

しょうひょう
※Android は、Google Inc. の商標です。

持ち出し品の準備をしましょう

地震や大雨などの災害で避難所〈危ないときに逃げる
ところ〉などへ逃げるとき、持ち出し品を持って行きます。

災害の前から、準備をしましょう。逃げるときに両手が
使えるように、リュックに入れておくといいです。



<input type="checkbox"/> ばすぽーと パスポート	<input type="checkbox"/> みず 水
<input type="checkbox"/> ざいりゅうかーど 在留カードや とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> かんでんち 乾電池
<input type="checkbox"/> くすり 薬	<input type="checkbox"/> ひじょうしょく かんづめ びすけっとなど 非常食（缶詰、ビスケットなど）
<input type="checkbox"/> かね お金	<input type="checkbox"/> ふくき 服（着がえ）
<input type="checkbox"/> かいちゅうでんとう らいと 懐中電灯（ライト）	<input type="checkbox"/> たおる タオル
<input type="checkbox"/> けんこうほけんしょう 健康保険証	<input type="checkbox"/> びにーるぶくろ ビニール袋
<input type="checkbox"/> らじお ラジオ	<input type="checkbox"/> ますく マスクなど
<input type="checkbox"/> ぎんこう つうちょう きゃっしゅかーど 銀行の通帳（キャッシュカード）	<input type="checkbox"/> すまーとふぉん スマートフォン

問い合わせ先

伊丹市 危機管理室 〈電話番号 072-784-8166〉

災害の後

災害で家が壊れたとき

地震や台風、火事などで家が壊れたとき、罹災証明申請書という書類を、市役所や消
防局に出します。地震や火事などが起こってから、1か月のあいだに出してください。

どれくらい家が壊れたか調べて、罹災証明書を出します。罹災証明書があると、
税金や保険のお金が少なくなることがあります。

問い合わせ先

火事で家が壊れたとき：伊丹市消防局 警防課 〈電話番号 072-783-0242〉

地震や台風で家が壊れたとき：伊丹市市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく なに にほん き
在留資格は、何をするために日本にいるかによって、決まり
ます（働く、勉強するなど）。ざいりゅうしかく ちが
できません。ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん
在留資格や在留期間満了日〈いつまで
にほん
日本にいることができるか〉は、人によって違って、
ざいりゅうカード か
在留カードに書いています。



ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうきかん なが ○在留期間の更新〈在留期間を長くすること〉

ざいりゅうきかん なが ざいりゅうきかん お ひ げつまえ お ひ
在留期間を長くするときは、在留期間が終わる日の3か月前から終わる日までに、
ちか しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく い しよるい だ
近くの出入国在留管理局へ行って、書類を出してください。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく も もの 出入国在留管理局に持っていく物

- ばすぽーと
・パスポート
- ざいりゅうカード
・在留カード
- さいきん げつ あいだ じぶん かお しゃしん まい さいいじょう ひと
・最近6か月の間にとった自分の顔の写真1枚（16歳以上の人）
- ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・在留期間更新許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ほか ひつよう しよるい ざいりゅうしかく しよるい ちが
・他にも必要な書類があります。（在留資格によって種類が違います。）



おーばーすてい ○オーバーステイ

ざいりゅうきかん お にほん おーばーすてい ふほうざんりゅう ふほうたいざい
在留期間が終わっても日本にいて、オーバーステイ（不法残留・不法滞在）になり
ます。おーばーすてい はんざい にほん おも じぶん くに つ かえ
ます。オーバーステイは、犯罪です。日本にいたいと思っても、自分の国に連れて帰られ
ることがあります。また、300万円以下のお金をはらったり、けいさつ つか
警察に捕まることもあります。おーばーすてい すく ねん にほん く
オーバーステイになったら、少なくとも5年は、日本に来ることができません。

ざいりゅうしかく へんこう ざいりゅうしかく か ○在留資格の変更〈在留資格を変えること〉

がっこう そつぎょう しごと はじ にほん もくてき か ひと ざいりゅう
学校を卒業したり、仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、在留
しかく か
資格を変えなければいけません。ちか しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく しよるい だ
近くの出入国在留管理局に書類を出して
ください。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・最近6か月の間に撮った自分の顔の写真1枚（16歳以上の人）
- ・在留資格変更許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ・他にも必要な書類があります。（在留資格によって種類が違います。）



う こ ざいりゅうしかく しゅとく ざいりゅうしかく
○生まれた子どもの在留資格の取得（在留資格をもらうこと）

にほん こどもが うまれて、こどもの 国籍が 日本ではないとき、そして、生まれてから 60日より長く日本にいるときは、近くの 出入国在留管理局に書類を出します。

- ① 子どもが生まれてから14日までに、市役所に出生届を出します。
（くわしくは18ページを見てください。）そして、次のものをもらいます。
- ・出生届出書記載事項証明書
 - ・住民票の写しか、住民票記載事項証明書

- ② 子どもが生まれてから30日までに、市役所でもらった書類を持って、近くの出入国在留管理局へ行ってください。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- ・出生届出書記載事項証明書
- ・住民票の写しか、住民票記載事項証明書
- ・子どものパスポート（パスポートがないときは、いりません。）
- ・在留資格取得許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ・他にも必要な書類があります。



えいじゅうきよか にほん す
○永住許可（日本にずっと住む）

日本にずっと住みたいときは、永住許可の申請をしてください。近くの出入国在留管理局へ行って、永住許可申請書という書類を出してください。この申請書を出すためにいる時間（どれだけ長く日本に住んでいるか）は、在留資格によって違います。

（永住許可申請書はQRコードからダウンロードできます→）



えいじゅう しんせい ねんいじょう つづ にほん ひと ねん
永住の申請をできるのは、10年以上 続けて 日本に いる人です。その10年のうちの
ねん はたら ざいりゅうしかく ぎのうじっしゅう とくていぎのう ごう いがい えいじゅうしゃ
5年は、働くための 在留資格（「技能実習」と「特定技能1号」以外）か、「永住者」
にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ていじゅうしゃ ざいりゅうしかく にほん
「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の 在留資格で日本に
いないと いけません。

ただし、した ひと にほん じかん ねん みじか えいじゅう しんせい
ただし、下のような 人などは、日本に いる 時間が 10年より 短くても、永住の申請
が できます。（ほか にほん じかん ねん みじか しんせい ひと
くわしくは、しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく き
くわしくは、出入国在留管理局に 聞いてください。）

- ① にほんじん えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ おっと つま
日本人/ 永住者/ 特別永住者の、夫や妻：
けっこん ねんいじょう さき ねんいじょう つづ にほん ひと
結婚して3年以上がたっていて、この先の1年以上も 続けて 日本に いる人
- ② にほんじん えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ ねんいじょう つづ にほん ひと
日本人/ 永住者/ 特別永住者の、子どもなど：1年以上 続けて 日本に いる人
- ③ ていじゅうしゃ ざいりゅうしかく ひと ねんいじょう つづ にほん ひと
「定住者」の在留資格の人：5年以上 続けて 日本に いる人
- ④ なんみん みと ひと なんみん みと ねんいじょう つづ にほん ひと
難民と認められた人：難民と認められてから、5年以上 続けて 日本に いる人

○再入国〈日本から 出て、また 日本へ 帰ってくる〉

ざいりゅうしかく も ひと さいにゆうこく しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
在留資格を持っている人が、再入国をするときは、出入国在留管理局で
さいにゆうこくきょか さいにゆうこく きょか にほん
再入国許可をもらってください。再入国の許可をもらわないで日本を
で にほん はい
出ると、日本に 入れないことも あります。ただし、1年以内に 日本に 帰ると
さいにゆうこく きょか さいにゆうこく い
きは、再入国の許可をもらわなくていいです。（みなし再入国と言いま
す。）
さいにゆうこくしんせいしよ こーど だうんろーど
（再入国申請書はQRコードからダウンロードできます→）



ざいりゅうかーど 在留カード

ざいりゅうかーど にほん みぶん しょうめい かーど
在留カードは、日本で あなたの 身分を 証明する カードです。
にちいじょう にほん す がいこくじん ざいりゅうかーど
90日以上 日本に 住む 外国人は、在留カードが あります。また、
ざいりゅうかーど も かーど も まんえんい か
在留カードは、いつも 持っていないと けません。カードを 持っていないと、20万円以下
かね を はらわないと けません。ざいりゅうかーど ぎんこう こうざ つく がっこう
のお金を はらわないと けません。在留カードは、銀行で 口座を 作る時や、学校の
てつづ
手続きを するときなどにも あります。

ねん れいわ ねん がつ にち ざいりゅうかーどなど まいなんばんかーど
2026年(令和8年)6月14日から、在留カード等と マイナンバーカードを ひとつのカード(特定
ざいりゅう
在留カード)に することが できるようになりました。

しんせいしょ ひつようしよるいなど
申請書・必要書類等



- (1) 特定在留カード等交付申請書
- (2) 暗証番号等設定依頼書
- (3) 写真 1枚

(出入国在留管理庁のホームページ)

この他にも書類が必要で、くわしくは出入国在留管理庁のホームページをみてください。

○在留カードに書いてあることを変えるとき

変えること	いつまでに出入国在留管理局へ行きますか？	どこで変えますか？	必要なもの
A: 名前や性別、国籍などが変わるとき			
B: 会社や学校の名前や場所が変わるとき。 会社や学校をやめるとき	変わってから14日まで	近くの出入国在留管理局	①パスポート ②在留カード ③写真
C: 日本人の夫や妻と離婚したとき。日本人の夫や妻が死んだとき	離婚した日や、死んだ日から14日まで		

※BとCのとき、永住者の人は、在留カードに書いてあることを変えなくていいです。

(在留カードについて、QRコードから調べることができます→)



問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6377〉
 外国人在留総合インフォメーションセンター (月曜日～金曜日の8:30～17:15)
 〈電話番号 0570-013904 (IP電話などのとき 03-5796-7112)〉

こくせき 国籍

■帰化 <国籍を日本にすること>

帰化とは、日本の国籍を持っていない人が、申請をして、日本の国籍をもらうことで、帰化をすると、日本の他の国籍をなくします。帰化は、法務省に申請します。帰化ができるのは、18歳以上で、日本に5年以上続けて住んでいる人です。また、ふだんの生活で使う日本語ができなければいけません。この他にも、帰化するためのきまりがあります。くわしくは、法務局に聞いてください。

■国籍を選ぶ

日本では、2つの国籍を持つことはできません。日本の国籍とそれ以外の国の国籍の両方を持っている人は、20歳になるまでにどちらか1つの国籍を選ばなくてはなりません。くわしくは、法務局に聞いてください。

とあさき 問い合わせ先

こうべちほうほうむきょく いたみしきょく そうむか でんわばんごう
神戸地方法務局 伊丹支局 総務課 <電話番号 072-779-3451>

じゅうみんとうろく 住民登録

じゅうみんとうろく 住民登録

じゅうみんとうろく 住民登録は、「3か月よりも長く 日本に 住む 外国人（在留資格がある人）」が、市役所
で 名前や 住むところを 登録することです。

どんなときに 市役所へ 行きますか？	いつまでに 市役所へ 行きますか？	市役所へ 持って来る もの
がいこく いたみし 外国から 伊丹市へ 引っ越したとき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード （在留カードを 後でもらう 人は、 ぱすぽーと パスポートで いいです。）
にほん なか いたみし 日本の中で、伊丹市 以外 の 市・町から 伊丹市へ 引っ越した とき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード てんしゅつしょうめいしょ いたみし まえ ②転出 証明書（伊丹市の 前に す 住んでいた 市・町の 役所で、 さき 先に もらった人） まいなんばーかーど も ひと ③マイナンバーカード（持っている人）
いたみし なか 伊丹市の中で 引っ越したとき	ひ こ 引っ越してから 14日 まで	ざいりゅうかーど ①在留カード まいなんばーかーど も ひと ②マイナンバーカード（持っている人）

いたみし ほか し まち がいこく ひ こ
伊丹市から、他の 市・町や 外国へ 引っ越すときは、伊丹市役所に 転出 届 を 出して
ください。

どんなときに 市役所へ 行きますか？	いつ 市役所へ 行きますか？	市役所へ 持って来る もの
いたみし ほか 伊丹市から、他の 市・町や 外国へ 引っ越すとき	ひ こ ひ 引っ越しの日の 14日前 から	ざいりゅうかーど ① 在留カード まいなんばーかーど も ひと ② マイナンバーカード（持っている人）

■ 住民票

住民票には、あなたの名前、住んでいるところ、生まれた日などが書いてあります。
家を借りるときや 運転免許証 を 取るときなどに 使います。

市役所で 住民票の写しなどを もらうときは、本人確認書類（在留カードやマイナンバーカード
など）を 持って来て ください。住民票の写しなどを もらうには、お金がいります。

■マイナンバー〈日本に住んでいる人が持つ番号〉

日本に住む人には、マイナンバー（個人番号）という番号があります。この番号は、1人ずつ違います。



マイナンバーは、次のようなとき使います。

- ・銀行で口座を作るときや、外国にお金を送るとき、外国から送ってもらうとき
- ・市役所で、社会保険や税金の書類を出すとき

マイナンバーカードの作り方：

- ①市役所で住民登録をすると、個人番号通知書〈あなたのマイナンバーが書いてある紙〉が、あなたの家に届きます。
 - ②個人番号通知書が届いたら、マイナンバーカードをもらうための申し込みをしてください。市役所や、オンラインで申し込むことができます。
 - ③あなたのカードの準備ができたら、市役所から、交付通知書という手紙が届きます。カードを受け取るために、交付通知書と、在留カード、個人番号通知書（持っている人だけ）を持って、あなたが市役所市民課へ来てください。15才より小さい子どもは、お父さんかお母さんなどと一緒に来てください。
- ※初めてマイナンバーカードを作るときは、お金はいりません。
- ※住んでいるところが変わったときは、マイナンバーカードに書いてある住むところも変えなければいけません。引っ越してから14日のあいだに、引っ越した市・町の役所へ行って、カードを出してください。
- ※マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの有効期限と同じです。在留期限を長くしたときは、有効期限が終わる前にマイナンバーカードを持って、すぐに市役所へ来てください。
- ※2026年（令和8年）6月14日から、在留カード等とマイナンバーカードをひとつのカードにすることができるようになりました。必要書類など、くわしくは出入国在留管理庁のホームページをみてください。

マイナンバーカードは、次のようなとき使います。

- ・マイナンバーを知らせるとき
- ・市役所などのサービスを使うとき（保育園の申し込みをインターネットでするなど）
- ・登録をすると、病院へ行ったときマイナンバーカードを健康保険証として使うことができます。

■印鑑登録

印鑑登録は、あなたの印鑑〈はんこ〉が、あなたのものであるということをわかるように
 することです。印鑑登録は、市役所 市民課で できます。印鑑登録をした 印鑑のことを、
 実印といいます。印鑑登録をすると、印鑑登録証 という カードが もらえます。印鑑登録
 証を もらうのには、お金が いきます。印鑑登録のために 市役所へ 来るときは、実印に
 したい 印鑑と、本人確認書類(在留カードなど)を 持って来て ください。家を 借りたり、
 買ったたり、車 を 買うための 大切な 書類には、実印を 使います。

次のような 印鑑は、登録が できません。注意してください。

- ① 印鑑の 大きさは、「8mmより小さい」もの、「25mmより大きい」もの
- ② 住民票に 登録していない 名前や 通称名を 文字で 表した もの
- ③ ゴムや プラスチックなど、形が 変わりやすいもの
- ④ 印鑑が 割れていて、文字の 一部が 欠けているもの

それ以外にも 登録できない 印鑑が あります。くわしいことは、市役所に 聞いて ください。



とあさき 問い合わせ先

伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

けっこん りこん 結婚と離婚

けっこん ■結婚

外国人が 日本で 結婚するときは、市役所に 婚姻届 〈結婚することを 市役所に
 知らせる 書類〉を出してください。他にも 必要なものがあります。また、結婚する人の
 国籍によって、結婚できる 年が ちがいます。大使館や領事館に 聞いて ください。

しやくしよ も く 市役所へ 持って来る もの	だ 出す ところ	いつ	だ ひと 出す人
① 婚姻届 (市役所で もらえます) ※自分たち以外の 大人2人の サインが いきます。	けっこん ふたり 結婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、 にほんじん ほんせきち 日本人の 本籍地 の 市役所	いつでも	けっこん 結婚する ふたり 2人
② 外国人は、婚姻要件具備証明書か それの代わりのもの			
③ パスポートか 在留カード			



婚姻要件具備証明書 〈結婚できることを わかるようにする 書類〉は、大使館や 領
 事館で もらってください。日本語に 訳したものも、一緒に 出して ください。日本語に 訳

ひと さいん こんいんようけんぐ びしょうめいしょ
 した 人の サインが あります。婚姻要件具備 証明書が もらえないときなど、くわしい
 ことは、市役所に 聞いてください。

つき じぶん くに たいしかん りょうじかん けっこん し ひつよう
 次に、自分の 国の 大使館・領事館に、結婚したことを 知らせます。そのときに 必要
 な 書類は、国によって 違います。くわしいことは、大使館・領事館に 聞いてください。

と あ さき
 問い合わせ先
 こんいんとどけ いたみし しみんか でんわばんごう
 婚姻届のこと：伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

■伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度

どうせい おとこ おとこ おんな おんな かっぶる たが じんせい
 同性〈男と男、または、女と女〉のカップルが、お互いを 人生の
 ばーとなー したいとき、そのことを 市長に 誓うと、伊丹市から 受領 証
 ひとり ばーとなー いたみし みと か かみ わた
 〈2人が パートナーだと、伊丹市が 認めたと 書いている 紙〉を 渡します。




どうせいかっぶる ひと かぞく かんけい もと びょういん いえさが じゅりよう
 同性カップルの人は、家族の 関係が 求められるとき（病院や 家探しなど）、この受領
 しょう だす と かぞく おな かんけい
 証を 出すと、家族と 同じ 関係だと わかってもらいやすくなります。

この宣誓〈誓うこと〉を したい人は、市役所 同和・人権・平和課に 聞いてください。

と あ さき
 問い合わせ先
 いたみし どうわ じんけん へいわ か でんわばんごう
 伊丹市 同和・人権・平和課 〈電話番号 072-784-8077〉

■離婚

にほん す がいこくじん りこん しゃくしょ りこんとどけ けっこん ふたり
 日本に 住んでいる 外国人が 離婚するときは、市役所に 離婚届 〈結婚した 2人が、
 けっこん しゃくしょ し しょうい だ
 結婚を やめることを、市役所に 知らせる 書類〉を 出してください。

しゃくしょ も く 市役所へ 持って来る もの	だ 出す ところ	いつ	だ 出す人
りこんとどけ しゃくしょ ① 離婚届 (市役所で もらえます) はな あ りこん ※話し合いで 離婚するときは、 じぶん いかい おとなふたり 自分たち以外の 大人2人の さいん サインが あります。 ぼす ばーと ざいりゅうか ーど ② パスポートか 在留カード	りこん ふたり 離婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、 にほんじん ほんせきち 日本人の 本籍地 の市役所	りこん ほうほう ※離婚の方法で ちが しゃくしょ 違います。市役所に き 聞いてください。 	

にほん りこん にほん りこん さいばん りこん
 日本で 離婚するときは、日本の きまりによって 離婚します。裁判で 離婚したときは、
 まえ ペーじの ①～②の ほか しゃくしょ だ
 前のページの ①～②の 他に、市役所に 出すものがあります。くわしいことは、市役所に
 き
 聞いてください。

未成年の子どもがいるときは、親権者（子どもの世話をする親）を決めます。

そして、離婚届の親権者のところに子どもの名前を書いてください。

また、外国人は、自分の国の大使館や領事館に、離婚したことを知らせます。

裁判をしないと離婚できない国もあります。日本の市役所に離婚届を出す前に、自分の国の離婚のきまりや、離婚のときに必要な書類について、大使館や領事館に聞いてください。

在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」の人は、日本人と離婚したら在留資格を変えなければいけません。くわしくは、9ページと12ページを見てください。

問い合わせ先

離婚届のこと：伊丹市 市民課（電話番号 072-784-8038）

生まれたときと死んだとき

■生まれたとき

○出生届

子どもが生まれたら、出生届（子どもが生まれたことを市役所に知らせる書類）を市役所に出してください。それまでに、子どもの名前を決めてください。

市役所へ 持って来る もの	出す ところ	いつ	出す人
<p>① 出生届（出生届の紙は、病院や市役所でもらえます。子どもが生まれたときに、この紙に医者か助産師のサインをもらってください）</p> <p>② 母子健康手帳</p> <p>③ パスポートか在留カード</p>	<p>した 下の どこかの 市役所</p> <p>・子どもが 生まれたところ</p> <p>・お父さんや お母さんが 住んでいるところ</p>	<p>・生まれた日を入れて14日以内</p> <p>・外国で 生まれたときは、生まれた日を入れて3か月以内</p>	<p>お父さんか お母さん、または その両方</p>

また、自分の国の大使館や領事館に、生まれたことを知らせます。そのときにいるものは、国によって違います。詳しいことは、大使館や領事館に聞いてください。

と あ きき
問い合わせ先
しゅっしょうとどけ いたみし しみんか でんわばんごう
出生届のこと：伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

○子どもの在留資格

日本で子どもが生まれて、子どもの国籍が日本ではないとき、そして、生まれてから60日より長く日本にいたときは、子どもの在留資格がいます。詳しくは、10ページを見てください。

■死んだとき

○死亡届

家族などが死んだら、死亡届〈死んだことを市役所に知らせる書類〉を市役所に出してください。外国人も、日本で死んだときは、死亡届を出してください。

市役所へ もって来るもの	出すところ	いつ	出す人
死亡届 (死亡診断書か 死体検案書 〈医者が書きます〉 があるもの)	下のどこかの市役所 ・死んだところ ・死んだ人の本籍が あったところ ・住んでいたところ	死んだことを 知った日から 7日以内	家族・親戚 か、一緒に 住んでいる 人など

死んだ人を火葬〈死んだ人の体を焼くこと〉・埋葬〈死んだ人の体を土の中に埋めること〉するとき、死体埋火葬許可証がいます。埋火葬許可証は死亡届を出すと市役所でもらえます。

と あ きき
問い合わせ先
いたみし しみんか でんわばんごう
伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

○在留カードなどを返してください

死んだ人の在留カードや特別永住者証明書は、死んだ日から14日までに出入国在留管理局へ返してください。返す方法は、下の2つがあります。

①直接持って行く

近くの出入国在留管理局へ持って行ってください。

大阪出入国在留管理局神戸支局の住所：

兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

②郵便で送る

次の3つのものを、郵便で送ってください。

- ・死んだ人の在留カードまたは特別永住者証明書
- ・「在留カード等の返納について」という書類
(QRコードからダウンロードできます→)



- ・死亡届記載事項証明書など(死んだことがわかる書類)

送る先の住所：〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室あて

※封筒の表に「在留カード等返納」と書いてください。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6378〉

びょうき いりょうほけん 病気と医療保険

びょういん 病院

■ 病院の種類



日本には、大きい病院と小さい病院があります。風邪や、小さい病気やけがのときは、小さい病院へ行きます。小さい病院は、クリニックや医院、診療所などといいます。大きい病気やけが、手術や入院のときは、大きい病院へ行きます。大きい病院は、総合病院などといいます。病院には、いろいろな診療科があります。病気やけがの種類、体のどこが悪いかで、どの診療科へ行くか決めます。また、大きな病院は、病気の種類によって、いろいろな診療科に分かれています。医療保険に入っている人は、病院へ行くときに、保険証を持って行ってください。



しんりょうか なまえ 診療科の名前	びょうき けが い どんな病気・怪我のときに 行きますか？
ないか 内科	かぜ なか いた 風邪や お腹が 痛いときなど、いろいろな病気を薬で なお 治します。どの診療科へ行くか わからないときも、ここへ い 行ってください。
げか 外科	けがを なお 治したり、手術をしったり します。
しょうにか 小児科	さい 15歳までの 子どもが 病気のとき
せいけいげか 整形外科	こっせつ ほね お 骨折〈骨が 折れること〉のときや、腰が 痛いときなど
がんか 眼科	め びょうき 目の 病気のときや、めがねや コンタクトレンズが 欲しいとき
しか 歯科	むし歯のときや、歯が 痛いとき
じびいんこうか 耳鼻咽喉科	みみ はな のど びょうき 耳や 鼻、喉の 病気のとき
ひふか 皮膚科	ひふ びょうき 皮膚の 病気や、やけどのとき
さんふじんか 産婦人科	こ 子どもができたときや、女 の 人の 病気



※診療科は、他にも種類があります。

びょういん さが
■ 病院を 探す

くわしいことは、[ホームページ](#)を [見てください](#)。

なまえ 名前	せつめい 説明	ホームページ ホームページ
ひょうごけんいりょうきかん 兵庫県医療機関 じょうほうしすてむ 情報システム	ひょうごけん なか びょういん さが 兵庫県の 中 の 病 院を 探 すことが できます。日本語と英語で 調 べる ことができます。	
にほんせいふかんこうきよくていきょう 日本政府観光局提供 いりょうきかんけんさくしすてむ 医療機関検索システム	にほんご えいご ちゅうごくご かんこく 日本語、英語、中国語、韓国・ ちようせんご しら 朝鮮語で調べる こ うができます。	

きゅう びょうき
■ 急に病気になったときの 病院

よるおそ びょういん やす
 夜遅くなど、病院が**休**みのときに、**急**に**病**気になったときに**行**くことができる
 びょういん
 病院が**あ**ります。

なまえ ばしょ 名前 (場所)	しんりょうか 診療科	ひ 日	じかん 時間	でんわばんごう うけつけじかん 電話番号と受付時間
いたみし 伊丹市 きゅうじつおうきゅうしんりょうじょ 休日応急診療所 (伊丹市千僧1-1-1)	ないか 内科	どようび 土曜日	18:00～ 21:00	072-784-8171 18:00～20:30
		にちようび 日曜日 しゆくじつ / 祝日 ふりかえきゅうじつ / 振替休日	9:00～ 12:00	072-784-8171
		がつ にち 8月13日～ がつ にち 8月15日	18:00～ 21:00	9:00～11:30 /18:00～20:30
		がつ にち 12月30日～ がつよっか 1月4日		
はんしんきたこういき 阪神北広域こども きゅうびょうせんたー 急病センター (伊丹市昆陽池2-10)	しょうにか 小児科 さいいか (15歳以下 ちゅうがく で、中学 せい 生まで)	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	20:00～次の ひ 日の7:00	072-770-9988 しんりょう はじ 診療が始まる
		どようび 土曜日	15:00～次の ひ 日の7:00	ぶんまえ つぎ ひ 30分前～次の日の6:30
		にちようび 日曜日 しゆくじつ / 祝日 ふりかえきゅうじつ / 振替休日 がつ にち /12月29日～ がつみっか 1月3日	9:00～次の ひ 日の7:00	でんわそうだん 電話相談もあります (072-770-9981)。 しんりょう はじ じかん 診療が始まる時間～ つぎ ひ 次の日の6:30

なまえ ばしょ 名前 (場所)	しんりょうか 診療科	ひ 日	じかん 時間	でんわばんごう うけつけじかん 電話番号と受付時間
きゅうじつおうきゅうし かしんりょう 休日応急歯科診療 いたみし せんぞ (伊丹市千僧1-1-1) いたみしりつこうくうほけん 伊丹市立口腔保健 せんたー センター	しか 歯科	しゅくじつ 祝日 ふりかえきゅうじつ /振替休日 がつ にち /12月29日～ がつ にち 1月3日	9:00～ 12:00	072-783-0078 9:00～11:30
きゅうじつ や かんきゅうびょう 休日夜間急病 しんりょうじょ 診療所 あまがきしにしなにわちょう (尼崎市西難波町 6-1-9)	がんか 眼科	にちようび 日曜日 しゅくじつ /祝日 ふりかえきゅうじつ /振替休日		06-6480-9500 9:00～16:00
		がつ にち 12月29日～ がつ にち 1月3日		06-6480-9500 9:00～ ^{つぎ} 次の日の5:30
	じびいんこう 耳鼻咽喉 か 科	どようび 土曜日		06-6480-9500 18:00～20:30
		にちようび 日曜日 しゅくじつ /祝日 ふりかえきゅうじつ /振替休日		06-6480-9500 9:00～16:00
		がつ にち 12月29日～ がつ にち 1月3日		06-6480-9500 9:00～ ^{つぎ} 次の日の5:30

と あ さき
問い合わせ先

いたみし けんこうせいさくか いたみしりつ ほけんせんたー でんわばんごう
伊丹市 健康政策課 (伊丹市立保健センター) <電話番号 072-784-8080>

びょういん つうやく
■ 病院の 通訳など

びょうき いしゃ はな つうやく ひと いりょうつうやく
 病 気や けがについて 医 者と 話 すときの 通 訳の人を、医 療 通 訳と いいます。

でんわ いりょうつうやく
電話による 医療 通訳

びょういん いしゃ つうやく ひと でんわ いしゃ はなし つうやく
 病 院で、医 者が 通 訳の人に 電 話 を する と、あなたと 医 者の 話 の 通 訳を して 可
 れます。あな が 行 く 病 院が この 通 訳サービ スに 申 し込 むと、サービ スを 使 うこと が
 でき ます。病 院と あな だの、ど ち らも 通 訳の お金 は いり ませ ん。病 院が 登 録を する
 と、通 訳のた めの 電 話番 号を 教 えて もら うこと が でき ます。

じかん でんわばんごう おし
 時 間 10:00~15:00 / 電 話番 号 (申 し込 みや 問 い合 わせ だ け) 050-3405-0397

ようび 曜日	ことば 言葉
げつようび 月曜日	えいご かんこくご ふいりびんご 英語、韓国語、フィリピン語
かようび 火曜日	えいご ちゅうごくご たいご 英語、中国語、タイ語
すいようび 水曜日	えいご すべいんご べとなむご 英語、スペイン語、ベトナム語
もくようび 木曜日	えいご ちゅうごくご 英語、中国語
きんようび 金曜日	えいご ぼるとがるご べとなむご 英語、ポルトガル語、ベトナム語

でんわ いりょうそうだん
電話による 医療 相談

がいこくご はな びょういん し にほん びょういん
 外 国語で 話 すこと が でき る 病 院を 知 りた いときや、日 本 の 病 院の し くみなど を
 知 りた いとき、外 国語で 教 えて くれ ます。

じかん でんわばんごう
 時 間 10:00~16:00 / 電 話番 号 03-6233-9266

ようび 曜日	ことば 言葉
げつようび 月曜日	えいご かんこくご ふいりびんご 英語、韓国語、フィリピン語
かようび 火曜日	えいご ちゅうごくご たいご 英語、中国語、タイ語
すいようび 水曜日	えいご すべいんご べとなむご 英語、スペイン語、ベトナム語
もくようび 木曜日	えいご ちゅうごくご 英語、中国語
きんようび 金曜日	えいご ぼるとがるご べとなむご 英語、ポルトガル語、ベトナム語

と あ さき
問 い合 わせ 先

ア ム ダ こくさいいりょうじょうほうせんたー でんわばんごう
 AMDA国際医療 情報センター (電話番号 03-6233-9266)

げつようび きんようび
 (月 曜 日 ~ 金 曜 日 の 10:00~16:00)

医療保険

日本に住む人は、医療保険に入らなければいけません。けがや病気で病院へ行く
ときのために、みんなでお金を払います。病院へ行ったときに自分で払うお金が少
なくなります。残りのお金は、保険から出ます。

日本の医療保険には、「健康保険（社会保険）」と「国民健康保険」、「後期高齢者
医療制度」があります。3つのうち、どれかに入ります。

健康保険と国民健康保険

健康保険は、会社で働いている人が、会社で手続きをして入ります。健康保険に
入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。自分や
家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

国民健康保険は、健康保険に入っていない人が、市役所で手続きをして入りま
す。仕事を始めるので、国民健康保険をやめて、健康保険に入るときは、市役所に
教えてください。

健康保険や国民健康保険に入っている人は、病院でかかるお金のうち30%を
病院で払います。70歳~74歳の方は、20%を払います。（給料などが多い人は、
30%を払います。）入っていない人は、病院でかかるお金のうち100%を払います。

たとえば病院でかかるお金が3,000円の時

入っている人・・・900円を払います。

入っていない人・・・3,000円を払います。

病院に行くとき：

病院に行くときはマイナ保険証※か資格確認書を必ず持って行ってください。マイナ
保険証や資格確認書は大切なものですから、他の人に貸したり売ったりしてはいけません。

※マイナ保険証とは、保険証として使うことができるように登録をしたマイナンバーカード
のことです。

保険料（保険のお金）：

医療保険に入った人は、保険料をはらわなければいけません。

健康保険に入っている人は、保険料の半分を会社が払います。残りの半分
はあなたが払います。（会社の給料から保険料が引かれます。）

こくみんけんこうほけん はい ひと しやくしょ ほけんぜい ほけんぜい か
国民健康保険に入っている人は、市役所に保険税をはらいます。保険税は、家
ぞく かず きゅうりょう かね き しやくしょ ほけんぜい
族の数や給料などのもらったお金によって決まります。市役所から、保険税の
のうふしょ かね かみ き かね ほけんぜい
納付書〈お金をはらうための紙〉が来ます。お金がなくて、保険税をはらう
ことができないときは、市役所に相談してください。

と あ さき
問い合わせ先

こくみんけんこうほけん
国民健康保険のこと：

いたみし こくほねんきんか こくみんけんこうほけん でんわばんごう
伊丹市 国保年金課（国民健康保険）〈電話番号 072-784-8040〉

こうきこうれいしゃいりようせいど
■後期高齢者医療制度

こうきこうれいしゃいりようせいど さいいじょう ひと さいいじょう いったい しょうがい ひと
後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた
ひと はい びょういん かね びょういん
人が入ります。病院でかかるお金のうち、10%か20%か30%を病院ではらいます。

(10%か20%か30%かは、きゅうりょう ねんきん かね おお き
給料や年金などのももらったお金の多さで決まります。)

さい こうきこうれいしゃいりようせいど はい ひと はい てつづ
75歳になって後期高齢者医療制度に入る人は、入るための手続きはいりません。

しやくしょ しかくかくにんしょ ほけん はい かーど しかくじょうほう し
市役所から資格確認書〈保険に入っていることがわかるカード〉か資格情報のお知らせが
とど こうきこうれいしゃいりようせいど はい こくみんけんこうほけん けんこうほけん
届きます。また、後期高齢者医療制度に入るときは、国民健康保険や健康保険をやめ
こくみんけんこうほけん てつづ けんこうほけん てつづ ひつよう
ます。国民健康保険をやめるための手続きはいりませんが、健康保険は手続きが必要な
ばあい
場合があります。

しかくかくにんしょ
資格確認書：

びょういん い しやくしょ しかくかくにんしょ まいなんぼーかーど ほけんしょう
病院へ行くときは市役所からもらう資格確認書かマイナンバーカード(保険証とし
つか とうろく をしてあるもの)を必ず持って行ってください。資格確認書は大切なもの
ですから、ほか ひと か う
ですから、他の人に貸したり売ったりしてはいけません。

ほけんりょう ほけん かね
保険料(保険のお金)：

ほけんりょう ねんきん ひ ねんきん ねん まんえん すく ひと
保険料は、ふつう、年金から引かれます。年金が1年で18万円より少ない人など
しやくしょ とど のうふしょ かね かみ つか
は、市役所から届く納付書〈お金をはらうための紙〉を使うなどしてはらって
ください。かね ほけんりょう しやくしょ そうだん
ください。お金がなくて、保険料をはらうことができないときは、市役所に相談
してください。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし こうきいりようふくしか でんわばんごう
伊丹市 後期医療福祉課〈電話番号 072-784-8041〉

ねんきん
年金

ねんきん
■年金とは

年をとったときや 病気や けがで 仕事ができなくなったとき、生活のための お金を
もらうことができる 保険です。若くて 元気なときに お金を はらいます。10年以上 お金
をはらった 人は、65歳から 年金を もらうことができます。年金に 入っていた 人が
死んだとき、家族が お金を もらうことも あります。年金には、「国民年金〈みんなが
入る 年金〉」と「厚生年金〈会社で 働く 人が 入る 年金〉」があります。

国民年金は、日本に 住んでいる 20歳～59歳の 人が、入らなければ いけません。
外国人も 入らなければ いけません。国民年金に 入ると、基礎年金番号通知書が
もらえます。

厚生年金は、会社で 決まった時間以上 働いている、70歳に
なっていない 人が 入ります。

国民年金と 厚生年金の 両方に入った 人は、両方から
お金が もらえます。



ねんきん はい ほうほう
■年金に入る 方法

①国民年金：市役所で 手続きをします。

②厚生年金：働いている 会社が、あなたの 代わりに 手続きをします。

ねんきん かね ほけんりょう
■年金のお金（保険料）

こくみんねんきん
①国民年金

国民年金の お金は、毎月17,920円（2026年度）です。保険料の 納付書〈お金を
はらうための 紙〉が 届きますから、銀行や コンビニエンスストアなどで お金を
はらってください。口座振替〈銀行の 口座から 自動で お金を 送ること〉も
できます。お金がなくて はらうことが できないときは、市役所に 相談してください。

こうせいねんきん
②厚生年金

会社と あなたが、半分ずつ はらいます。会社が、あなたの分を 給料から 引いて、
会社の分と いっしょに はらいます。

■国民年金 / 厚生年金で もらうことができる お金

下の お金について、もらうことができるかどうか、いくら もらえるかは、年金を 何年 はらったか、家族が いるか、家族が 何歳か などで 決まります。

- ③ 老 齢 基 礎 年 金 / 老 齢 厚 生 年 金 : 65 歳 から も ら い ま す 。
- ④ 障 害 基 礎 年 金 / 障 害 厚 生 年 金 : 体 など に 障 が い が あ る 人 が も ら い ま す 。
- ③ 遺 族 基 礎 年 金 / 遺 族 厚 生 年 金 : 年 金 に 入 っ て い た 人 が 死 ん だ と き、家 族 が も ら い ま す 。
- ④ 死 亡 一 時 金 : 年 金 に 入 っ て い た 人 が 死 ん だ と き、家 族 が も ら い ま す 。
- ④ 寡 婦 年 金 : 年 金 に 入 っ て い た 人 が 死 ん だ と き、妻 が も ら い ま す 。

と あ さき
問 い 合 わ せ 先

こくみんねんきん	いたみし こくほねんきんか	でんわぼんごう
国民年金のこ	伊丹市 国保年金課	〈電話番号 072-784-8039〉
こうせいねんきん	あまがさきねんきんじむしょ	でんわぼんごう
厚生年金のこ	尼崎年金事務所	〈電話番号 06-6482-4591〉

■脱退一時金〈国へ 帰るときに もらうことができる お金〉

日本の 年金を やめて 自 分 の 国 へ 帰 る 人 は、は ら っ た お 金 の 一 部 を も ら う こ と が でき ます。も ら う こ と が でき る の は、次 の ①～④ の 人 で す。た だ し、脱 退 一 時 金 を も ら っ た 人 は、も う 一 度 日 本 へ 戻 っ て き て も、年 を 取 っ た と き に 日 本 の 年 金 の お 金 を も ら う こ と は でき ませ ん。脱 退 一 時 金 を も ら う か ど う か、よ く 考 え て く だ さ い。

- ① 国 民 年 金 や 厚 生 年 金 の お 金 を、6 月 ～ 9 年 11 月 は ら っ た 人
- ② 国 へ 帰 る た め に、転 出 届 を 市 役 所 に 出 っ て、日 本 に 住 所 〈住 む と ころ〉 が な っ た 人
- ③ 〈厚 生 年 金 に 入 っ て い た 人〉
- ④ 社 会 等 が、厚 生 年 金 を や め る た め の 手 続 き を し た 人
- ④ 障 害 基 礎 年 金 や 障 害 厚 生 年 金 の お 金 を も ら っ て い な い 人

脱退一時金を もらう 方法

日 本 の 住 所 が な っ て か ら 2 年 ま で に、脱 退 一 時 金 請 求 書 (申 込 み の 紙) な ど を、日 本 年 金 機 構 へ 送 っ て く だ さ い。請 求 書 や 送 る 住 所 な ど に つ い て は、日 本 年 金 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ を 見 て く だ さ い。(外 国 語 の 請 求 書 が あ り ま す。)



(日 本 年 金 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ の QR コー ド ↑)

しゃかい ほしやうきやうてい
■社会保障 協定

にほん あなたの国の 両方に 年金を はらわなくて いいように、年金について 約束を 決めている 国があります。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア)



くわしくは、日本年金機構の ホームページを 見てください。

（日本年金機構の ホームページのQRコード↑）

と あ さき
問い合わせ先

だつたいいちじきん しゃかい ほしやうきやうてい
脱退一時金と 社会保障協定のこと：

にっぽんねんきんきこう でんわばんごう
日本年金機構 〈電話番号 0570-05-1165〉

としよ
お年寄り

かいご ほけん
■介護保険

かいご ほけん はい かね はらった ひと とし と びやうき
介護保険に 入ってお金を はらった 人は、年を取ったり、病気が
なったりして 介護〈ごはん た ふろ はい
生活の手伝いなど〉が いるときに、助けてもらうことができます。



かいご ほけん はい ほうほう
介護保険に入る方法

いりやうほけん はい ひと さい かいご ほけん はい
医療保険に入っている人は、40歳になったら 介護保険に入ります。

さい かいご ほけん はい
65歳になったら、みんな 介護保険に入ります。

かいご ほけん ほけんりやう ほうほう
介護保険の保険料を払う方法

ほけんりやう しごと かね き
保険料は、あなたが 仕事などで もらった お金などによって 決まります。

さい ひと ほけんりやう いりやうほけん かね いっしょ
64歳までの 人の 保険料は、医療保険のお金と 一緒に はらいます。

さいいじやう ひと ねんきん かね ほけんりやう ひ
65歳以上の 人は、あなたが もらう 年金のお金から 保険料を 引きます。

かいご おも しやくしょ そうだん かいご
介護が いると 思ったら、市役所へ 相談してください。どのくらい 介護が いるか、
しら あと かいごさーびす つか そうだん
調べます。その後、どんな 介護サービスを使うか、相談します。

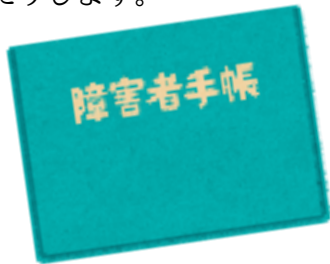
と あ さき
問い合わせ先

いたみし かいご ほけんか でんわばんごう
伊丹市 介護保険課 〈電話番号 072-784-8037〉

しょう ひと 障がいのある人

しょうがい てちょう ■ 障害手帳

からだ じゆう ひと したいしょうがいしゃてちょう かんが むずか ひと
体が自由でない人は、身体障害者手帳をもらいます。考えることが難しい人
は、療育手帳をもらいます。心に病気がある人は、精神障害者保健福祉手帳を
もらいます。手帳をもらった人は、税金が安くなったり、バスや電車のお金が安くなっ
たりします。



と あ さき 問い合わせ先

いたみし しょうがいふくしか でんわばんごう
伊丹市 障害福祉課 〈電話番号 072-784-8032〉

さい わか ひと てちょう
18歳より若い人の手帳のこと：

いたみし ふくしか でんわばんごう
伊丹市 子ども福祉課 〈電話番号 072-784-8127〉

せいかつ ひと 生活にこまっている人

■ 暮らし・相談サポートセンター

かね しごと せいかつ ひと しゃくしょ
お金や仕事など、生活のことでこまっている人は、市役所に
相談してください。どうすれば安心して生活できるか、一緒に
考えます。



と あ さき 問い合わせ先

いたみし そうだんさぽーとせんたー じりつそうだんか
伊丹市 暮らし・相談サポートセンター (自立相談課)

でんわばんごう
〈電話番号 072-780-4344〉

せいかつ ほご ■ 生活保護

しごと せいかつ かね ひと せいかつ かね
仕事などがなくて生活のお金がたりない人は、生活に
いるお金をもらうことができます。市役所では、あなたが仕事を
できるかどうかなどを調べて、お金をあげるかどうか決
めます。在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」
「永住者の配偶者等」「特別永住者」「難民認定された者」の人は、生活保護の申請を
することができます。

と あ さき 問い合わせ先

いたみし せいかつしえんか でんわばんごう
伊丹市 生活支援課 〈電話番号 072-782-8605〉

DV(Domestic Violence)を受けている人

■DVを受けている人が相談できます

DVは、配偶者〈夫、妻〉や恋人が、たたいたり、とても嫌なことをしたり、言ったりすることです。自分がDVを受けていると思ったら、人は、伊丹市DV相談室に電話してください。



とあさき 問い合わせ先

いたみし そうだんしつ でんわばんごう
伊丹市 DV相談室 〈電話番号 072-780-4327〉

税金

所得税

働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人は、所得税を払わないといけません。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年間にもらった給料などで決まります。



所得税を払う方法①

毎月、会社があなたの給料から所得税を引いて、国にはらいます。(これを源泉徴収と言います)。1月～11月にはらった所得税が多かったり少なかったりしないか、12月に計算します(これを年末調整と言います)。多すぎたとき、その分を12月の給料にたして返します。あなたが所得税をいくら払ったかは、会社からもらう給与明細という紙などに書いてあります。

所得税を払う方法②

会社などで源泉徴収や年末調整をしていない人は、自分で書類を出します(これを確定申告と言います)。働いた年の次の年の2月16日～3月15日の間に、住んでいるまちの税務署に書類を出します。コンビニや銀行などで、所得税を払います。

問い合わせ先

伊丹税務署〈電話番号 072-779-6121〉

住民税

1月1日に日本に住所があって、働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が、兵庫県と伊丹市に住民税を払います。いくら払うかは、前の年の1月1日から12月31日までの1年間にもらった給料などで決まります。

住民税を払う方法①

毎月、会社があなたの給料から住民税を引いて、市にはらいます。(これを特別徴収と言います。)あなたが住民税をいくら払ったかは、会社からもらう給与明細という紙などに書いてあります。

じゅうみんぜい ほうほう 住民税を はらう 方法②

かいしゃ とくべつちようしゅう ひと じぶん じゅうみんぜい
会社などで 特別徴収を していない人は、自分で 住民税を
はらいます。6月に、納税通知書〈税金をいくら はらうか
か 書いてある 紙〉と 納付書〈税金を はらうための 紙〉が
とど 届きます。市役所や コンビニ、郵便局 などへ 納付書を
も 持って行って、住民税を はらいます。



がいこく ひ こ 外国へ 引っ越すとき

にほん す あいだ じゅうみんぜい
日本に 住んでいる間に、住民税を はらうことが できないときは、外国へ 引っ越す前
に、納税管理人を 決めて、1月1日に 住んでいたまちの 市役所に 自分で 書類を 出しま
す。

のうぜいかんりにん か のうぜいつうちしよ ぜいきん か
納税管理人とは、あなたの 代わりに、納税通知書〈税金をいくら はらうか 書いてあ
る 紙〉や 納付書〈税金を はらうための 紙〉を 受け取ったり、住民税を はらう人を
い 言います。

と あ さき 問い合わせ先

いたみし しみんぜいか でんわばんごう
伊丹市 市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉

じ どうしゃぜい 自動車税

まいとし がついつたち じぶん くるま ばいく も ひと ぜいきん はいきりょう
毎年4月1日に 自分の 車や バイクを 持っている人が 税金を はらいます。排気量が
660cc より 多い 車 のとき、自動車税を はらいます。排気量が 660cc以下の 車や バイク
のとき、軽自動車税を はらいます。4月～5月ころに、兵庫 県や 伊丹市 から 納税通知書
〈税金をいくら はらうか 書いてある 紙〉と 納付書〈税金を はらうための 紙〉が 届きま
す。銀行や コンビニなどで 税金を はらってください。

と あ さき 問い合わせ先

けいじどうしゃぜい いたみし しみんぜいか でんわばんごう
軽自動車税のこと： 伊丹市 市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉

じどうしゃぜい いたみけんぜいじむしょ でんわばんごう
自動車税のこと： 伊丹県 税事務所 〈電話番号 072-785-7451〉

じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい くるま ばいく も ひと くるま ばいく
自動車税や 軽自動車税は、車や バイクを 持っている人が はらいます。車や バイクを
か 買ったときや もらったとき、伊丹市へ 引っ越したときは、15日までに 手続きを してくださ
い。
ひと あげたときや 捨てたとき、他の市へ 引っ越したときは、30日までに 手続きを してくだ

さい。手続きをしないと、あなたがずっと税金をはらわなければいけません。

書類を出すところは、下のとおり、車やバイクの種類によってちがいます。

- ・原付〈125cc以下のバイク〉など：伊丹市 市民税課
- ・125ccを超えるバイク：近畿運輸局 兵庫陸運部
- ・タイヤが3つ以上ある軽自動車：軽自動車検査協会 兵庫事務所
- ・四輪車（軽自動車以外）：近畿運輸局 兵庫陸運部

問い合わせ先

伊丹市 市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉

近畿運輸局 兵庫陸運部 〈電話番号 050-5540-2066〉

軽自動車検査協会 兵庫事務所 〈電話番号 050-3816-1847〉

固定資産税

毎年1月1日、次のものを持っている人が、市にはらいます。

・土地

・家、アパート、マンション、ビル、店などの建物

また、次のものを持っている人は1月31日までに

市に知らせてください。

・仕事に使うもの（機械、道具、店の内装〈壁紙、カウンター、棚など〉など）

4月に、伊丹市から納税通知書〈税金をいくらはらうか書いてある紙〉と納付書〈税金をはらうための紙〉が届きます。銀行やコンビニで税金をはらってください。



問い合わせ先

伊丹市 資産税課 〈電話番号 072-784-8023〉

課税証明書・納税証明書

課税証明書(所得証明書)は、前の年の1月1日から12月31日までの間に、いくらお金をもらって、その年には払わないといけない税金の金額が書いてある紙です。あなたが1月に住んでいたところの市役所でもらうことができます。

納税証明書は、その年には払わないといけない税金をいくら払ったか書いてある紙です。

証明書は、市役所 市民課や、支所・分室、くらしのプラザ、人権啓発センターでもらうことができます。

証明書は、お金がいる場合と いない場合がありますので、市役所 徴収課に聞いてください。

課税証明書や納税証明書は、次のようなときにいります。

- ①在留資格を変える手続きをするとき
- ②子どもが保育所、認定こども園、幼稚園などへ行くとき
- ③県営住宅や市営住宅に住むときなど



問い合わせ先

伊丹市 徴収課 (収納グループ) <電話番号 072-784-8025>

いえ くらしと家

ごみ

■ごみの捨て方

ごみは、燃やすごみや燃やさないごみなどに分けて捨てます。(分別と言います。)

①どの日にどんなごみを捨てるか、住んでいるところによって決まっています。

決まった日に 出してください。

②ごみは、決まった場所に出してください。

③朝8時30分までに 出してください。前の日の夜には、出さないでください。

④ごみは、色のない透明なごみ袋か、白色の半分透明なごみ袋に入れて出して

ください。ごみ袋は、45ℓより小さい袋を使ってください。

ごみを何曜日に出すかは、伊丹市のホームページを見てください。

(家庭ごみのQRコード→)



■ごみの分別を調べるアプリ

ごみを出す日や分け方を調べることができるアプリ「さんあ〜る」があります。

iPhoneなどのiOS端末



Android端末



伊丹市のホームページで、ごみの分け方を調べることができます。

また、「ごみと資源物〈再生利用できるもの〉の分け方と出し方」は、外国語(英語/中国語/ベトナム語/ネパール語)で見ることができます。

ガイドブック(日本語)



ごみと資源物の分け方と出し方
(英語/中国語/ベトナム語/ネパール語)



とあさき
問い合わせ先

伊丹市環境クリーンセンター 電話番号 072-782-0968

■粗大ごみ（大きいごみ）を捨てる方法

粗大ごみは、自転車、ベッド、たんす、ソファ、机などです。

粗大ごみを捨てる時、電話かインターネットで申し込みをして

ください。また、粗大ごみを捨てるには、お金がかかります。



注意してください

- ・申し込みは、早くしてください。申し込みが多いとき、ごみを出すことができません。
- ・1回に捨てることのできる粗大ごみは、5個までです。
- ・粗大ごみを出すことのできる場所がありますか。自分で確かめてください。粗大ごみを出すことのできるのは、建物の外で、ごみの車を停めることのできる場所です。
- ・粗大ごみを出す日、約束した時間・場所に、粗大ごみを出してください。また、お金を職員にはらってください。ですから、かならず家にいてください。インターネットで申し込んだ場合は、家にいなくてもよいです。

申し込み方法

粗大ごみの申し込み方法は2つあります。

①伊丹市粗大ごみ受付センターに電話をして、次のことを伝えてください。

- ・あなたの名前、住所〈住んでいるところ〉、電話番号
- ・捨てたい粗大ごみは、何ですか。大きさはどのくらいですか。
- ・どこに粗大ごみを出しますか。
- ・お金を職員にはらってください。ですから、かならず家にいてください。

②インターネットを使って申し込んでください。

- ・画面に名前、住所〈住んでいるところ〉、電話番号、粗大ごみが何か、粗大ごみの数、粗大ごみを出すところなどを入れてください。
- ・お金は、申し込みのときに、クレジットカードかペイペイではらいます。

粗大ごみの
インターネット予約



問い合わせ先

伊丹市粗大ごみ受付センター〈電話番号 072-769-5380〉
(月曜日～金曜日の9:00～17:30)

■再生利用する ゴミを、ゴミ捨て場（ゴミステーションと 言います）から 持って行っては いけません

再生利用する ゴミ（古い紙や、服、缶）を、ゴミステーションから 持って行かないで
ください。これは 伊丹市の きまりです。きまりを 守らないと、お金を はらうことにな
るかもしれません。

と あ さき 問い合わせ先

いたみし かんきょうクリーンセンター でんわばんごう
伊丹市 環境クリーンセンター 〈電話番号 072-782-0968〉

にほん 日本のくらしのきまり

■大きい音などを 出さないでください

大きい音を出すと、隣や 近くに 住んでいる 人が 困ります。

大きい音とは：・テレビや CDプレーヤーの音

・夜の遅い時間の、掃除機や 洗濯機の音、話し声

・大きい声

・楽器の音 など

その他：大きい音の他に、煙や匂いでも、隣や 近くに 住んでいる 人が 困ります。

（たとえば 家の庭で パーベキューをするとき など）



■お風呂と トイレの 使い方

お風呂の中の 体を 洗うところは、掃除をして きれいにしてください。ゴミが たまると、
水が 流れなくなります。温泉などの みんなで 使う お風呂では、浴槽に 入る 前に、体
を 洗ってください。体は、浴槽の 外で 洗います。

トイレには、トイレトーパーだけ 流してください。他のものを 流すと、トイレの 水が
流れなくなって、あふれるかもしれません。マンションや アパートでは、他の人の 部屋に 水
が 漏れたら、弁償する 〈お金をはらって なおす〉 ことにな るかもしれません。

自治会

自治会は、同じまちに住む人のグループです。みんなが住みやすいまちにするために、まちのいろいろなことを話したり考えたりします。外国人も自治会に入ることができます。自治会に入るためには、お金がいります。



自治会ですること：

- ・まちや公園などを掃除して、きれいにします。
- ・まちが安全かどうか見守ります。
- ・防災訓練〈地震や台風など、危ないときに逃げる練習〉をします。
- ・お祭りをして、楽しみます。 など

問い合わせ先

伊丹市 まちづくり推進課 〈電話番号 072-780-3533〉

家を借りるとき



■公営住宅

兵庫県や伊丹市が貸す部屋です。収入の少ない人などが、借りることができます。借りたい人が多いときは、抽選になります。

問い合わせ先

市営住宅のこと：伊丹市 住宅政策課 〈電話番号 072-784-8069〉

伊丹市営住宅管理センター 〈電話番号 072-784-8061〉

県営住宅のこと：株式会社東急コミュニティー 阪神北管理センター
〈電話番号 0797-83-6401〉

■賃貸住宅

不動産屋〈家や部屋を紹介する店〉が貸す家（部屋）です。家や部屋を借りるとき、敷金や礼金、仲介料などがいります。

しききん れいきん ちゅうかいりょう
■敷金、礼金、仲介料

敷金とは、家や部屋を借りるとき、大家〈家などの持ち主〉にはらうお金です。

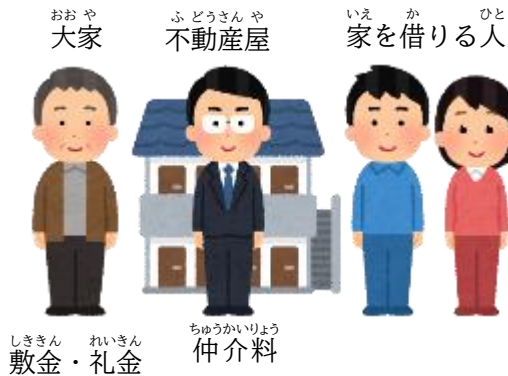
家賃〈毎月はらう、家を借りるためのお金〉の1~3か月分をはらうことが多いです。

大家に部屋を返すとき、部屋をきれいにするためなどに使うことがあります。

残ったお金は、返ってきます。

礼金とは、家や部屋を借りるとき、大家にはらうお金です。家賃の1~2か月分をはらうことが多いです。大家に部屋を返すときも、返ってきません。

仲介料とは、部屋を紹介した不動産屋へはらうお金です。家賃の1か月分をはらうことが多いです。



へや さが
■部屋を探す

日本で部屋を借りる外国人のためのガイドブックがあります。部屋を探す方法、賃貸契約〈部屋などを借りる約束〉のことなどが書いてあります。日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、モンゴル語の14の言葉で読むことができます。

(部屋を借りる外国人のためのガイドブックのQRコード→)



また、外国語で部屋探しを手伝ってくれる不動産屋を探すことができます。

(外国語で部屋探しを手伝ってくれる不動産屋のQRコード→)



引っ越し

引っ越しのときに やること

大家や 不動産屋：

- ・他の家へ引っ越しすることを決めたら、まず、大家や不動産屋に伝えてください。
- ・家を掃除してください。大きいごみを捨てる時は、粗大ごみ受付センターへ電話してください。くわしくは、36ページを見てください。
- ・大家と不動産屋に、家の鍵を返します。大家や不動産屋が、あなたといっしょに家を見ます。あなたが住み始めたときと同じくらい、家がきれいかどうか調べます。きれいでなかったら、家をきれいにするためにお金がいるかもしれません。(敷金など)

市役所で やること：

- ・伊丹市から別の市や町などへ引っ越しする時は、市役所へ転出届を出してください。引っ越してから14日までに、引っ越した先の市や町の役所で、転入届を出してください。伊丹市の中で引っ越したときも、転居届を出してください。くわしくは、14ページを見てください。
- ・在留カードに書いている住所を、新しい住所に変えます。転入届や転居届を出すときに、市役所の市民課で新しい住所を書いてもらえます。

電気、ガス、水道：

- ・今住んでいる家の電気やガス、水道を止めます。また、次の家で使う電気やガス、水道を使えるようにします。電気やガス、水道の会社などに、住所、名前、電話番号、引っ越しの日を伝えてください。

問い合わせ先

電気やガスのこと：自分の家で契約している電気会社とガス会社

水道のこと：伊丹市上下水道局 水道サービスステーション

〈電話番号 072-783-1601〉

車などの運転免許証：

- ・運転免許証と新しい住所がわかるもの(住民票の写しや在留カードなど)を持って、14日までに近くの警察署や運転免許更新センターへ行ってください。そこで、免許証に書いている住所を変えてください。
- ひょうごけんけいさつ うんてんめんきょきさいじこうへんこうてつづ (兵庫県警察 運転免許記載事項変更手続きのQRコード→)



くるま ばい く 車とバイク

にほん くるま ばい く の うんてんめんきょしょう
日本で 車やバイクに 乗るときは、運転免許証が あります。
の うんてんめんきょしょう も
乗るときは、いつも 運転免許証を 持っていて ください。
また、かならず じばいせきほけん はい くるま みせ
コンビニ えんすすとあ じばいせきほけん はい
コンビニエンスストアなどで 自賠責保険に 入ることができます。



■日本で 運転できる 免許証

① 日本 の 運転免許証

がいこくじん あかしうんてんめんきょしけんじょう しけん う
※外国人は、明石運転免許試験場 で 試験を 受けることができます。

② 国際運転免許証

がいこく うんてんめんきょしょう たいしかん にほんご やく かみ じゅねーぶ
③ 外国の 運転免許証 ※大使館や JAF などが 日本語に 訳した 紙を (ジュネーブ
じょうやく き こくさいうんてんめんきょしょう も
条約で 決められた 国際運転免許証 だけです。) いっしょに 持っていなければ
いけません。(ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、エストニア、モナコ)

■いつまで 日本で 運転できますか？

① 日本 の 運転免許証

めんきょしょう か ひ
免許証に 書いてある日まで

② 国際運転免許証

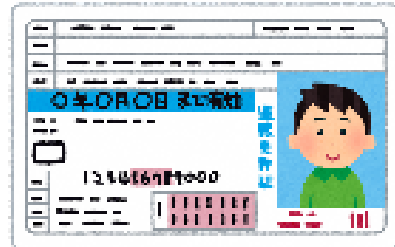
にほん き ひ ねんかん こくさいうんてんめんきょしょう か ひ みじか ほう
日本に 来た日から 1年間か、国際運転免許証に 書いてある日の、どちらか 短い方

③ 外国の 運転免許証

にほん き ひ ねんかん がいこくうんてんめんきょしょう か ひ みじか
日本に 来た 日から 1年間か、外国運転免許証に 書いてある日の、どちらか、短い
ほう じゅうみんとうろく ひと こくさいうんてんめんきょしょう がいこく うんてんめんきょしょう にほん
方。住民登録をした人が、国際運転免許証や 外国の運転免許証で、日本で
うんてん
運転するときは、日本に 来る前に 3か月以上、外国に いなければいけません。

■どうやって 日本 の 免許証 に 変えますか？

あかしうんてんめんきょしけんじょう にほん うんてんめんきょしょう か めんきょしけん
明石運転免許試験場 で、日本の 運転免許証 に 変えることができます。免許試験
じょう い まえ でんわ ややく めんきょしけんじょう つぎ
場へ 行く前に、電話で 予約をしてください。免許試験場 では、次のものが あります。



よやく でんわ げつようび きんようび
(予約の電話：078-912-1777 / 078-912-1778 (月曜日～金曜日の13:00～16:00))

- ・あなたの写真 (最近 6か月以内に とった もの)
- ・あなたの国の 運転免許証 (まだ使うことができるもの)と、日本語に 翻訳した 紙 (大使館や JAFなどが 訳したもの)
- ・住民票 (マイナンバーが 書いていないもの)
- ・パスポート (運転免許証 を 取った国に 3か月以上 いたことが わかるもの)

■免許証に 書いてあることを 変える

じゅうしょ す じゅうしょ か めんきょしょう か
住所〈住んでいる ところ〉が 変わったときは、14日のあいだに免許証に 書いてある
じゅうしょ あたら じゅうしょ か うんてんめんきょしょう じゅうみんびょう も ちか
住所を、新しい 住所に変えます。運転免許証と 住民票を持って、近くの
けいさつしょ うんてんめんきょせんたー てつづ
警察署か 運転免許センターなどで 手続きをしてください。

■免許証が 使えなくなるとき

うんてんめんきょしょう てんすう じこ お こうつう まも しんごう
運転免許証には 点数があります。事故を 起こしたり、交通の きまりを 守らない(信号
を 守らない、お酒を 飲んで 運転する、など)と、点数が 増えます。決まった 点数まで
ふ うんてん
増えると、運転が できなくなります。

と あ きき 問い合わせ先

あかしうんてんめんきょしけんじょう でんわばんごう
明石運転免許試験場 〈電話番号 0570-078-912〉

はんしんうんてんめんきょこうしんせんたー でんわばんごう
阪神運転免許更新センター 〈電話番号 072-783-0110〉

■外国運転免許証の 翻訳

がいこくうんてんめんきょしょう ほんやく
外国の運転免許証を 日本で 使えるようにするとき、外国運転免許証を 日本語に
やく つか うんてんめんきょしょう だ く に たいしかん
訳したものが あります。使うことができるのは、運転免許証を出した 国の 大使館か
りょうじかん にほんじどうしゃれんめい ほんやく
領事館、または日本自動車連盟 (JAF) が 翻訳したものだけです。

○JAFに 日本語への 翻訳を 申し込む

かんさいほんぶ ひょうごしぶ がいこくうんてんめんきょしょう がいこくめんきょしょうほんやくぶんはっこうしんせいしょ
JAF関西本部 兵庫支部に、外国運転免許証と外国免許証 翻訳文発行申請書
だ ほんやく えん
を出してください。翻訳のために、6,000～7,000円が あります。

と あ きき 問い合わせ先

かんさいほんぶ ひょうごしぶ でんわばんごう
JAF関西本部 兵庫支部 〈電話番号 078-871-7561〉

■ 車やバイクの登録など

バイクを買ったり売ったり、もらったりあげたりするときなどは、税金のための手続きもしてください。くわしくは、33ページを見てください。

自転車

■ 自転車に乗るときのきまり

自転車に乗るときのきまりを守らないと、反則金または罰金〈きまりを守らなかったときに はらう お金〉を はらわないと いけないこともあります。きまりを守って、安全に自転車に乗りましょう。

・日本では、自転車は原則、車道〈車が走るための道〉の一番左を走ります。

歩道〈人が歩くための道〉に、右の青い標識〈しるし〉があるときは、歩道を通れます。でも、歩道を通るときは、ゆっくり走ってください。また、歩いている人の邪魔になるときは、自転車を降りて、押して通ってください。

また、伊丹市にある、自転車レーン（自転車専用通行帯、青色に塗られた道）がある道路では原則、歩道を走ってはいけません。

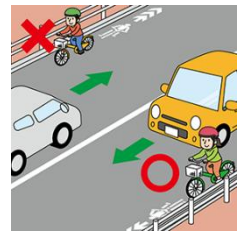
・お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません。

・1台の自転車に2人で乗ってはいけません。

・他の自転車の横にならんで走ってはいけません。

・傘をさしたり、携帯電話やスマートフォンを使ったりしながら、自転車に乗ってはいけません。

・夜など、暗いときはライトをつけなければなりません。



じてんしゃの 乗るときは、おとな 子ども ヘルメットをかぶってください。
 じてんしゃの事故で 頭にけがをして 死んでしまう人が たくさん
 います。ヘルメットをかぶって じぶんの命を守りましょう。



「止まれ」の 赤い 標識〈しるし〉の ところでは、止まってください。
 その後、まわりが 安全か よく 見て、進んでください。



■自転車の 保険

兵庫県で 自転車に乗る 人は、自転車保険に
 入らなければなりません。自転車保険に 入っていると、
 自転車に乗っていて けがをしたときに 治すための
 お金や、他の人に けがを させたときに 相手に はらう
 お金を、保険の 会社が はらいます。



自転車保険には、ひょうごのけんみん自転車保険や、自動車保険・火災保険
 (個人賠償責任特約を付けているとき) などがあります。
 どの自転車保険に 入るかは、自分で 決めます。

問い合わせ先
 伊丹市 都市安全企画課 〈電話番号 072-784-8055〉

■自転車などの 放置禁止区域

駅の 近くなどに、放置禁止区域があります。ここには、自転車や バイクを 停めては
 いけません。放置禁止区域の中の 駐輪場〈自転車を置くところ〉ではないところに
 自転車などを 置いたままに していると、保管場所に 持って行かれます。持って行かれて
 1か月の間 は、保管場所でお金をはらうと 自転車を 返してもらえます。
 1か月を 過ぎると、保管場所の 自転車などは 捨てられることがあります。

問い合わせ先
 伊丹市 環境クリーンセンター 〈電話番号 072-782-0968〉

しごと 仕事

しごと ざいりゅうしかく 仕事と在留資格



しごと ざいりゅうしかく ■仕事ができる 在留資格

にほん しごと ざいりゅうしかく き りゅうがく ぶんかかつどう
日本で仕事ができる在留資格は、決まっています。「留学」、「文化活動」、
けんしゅう かぞくたいざい たんきたいざい ざいりゅうしかく ひと しごと
「研修」、「家族滞在」、「短期滞在」の在留資格の人は、仕事をしてはいけません。

し かくがいかつどうきよ か ■資格外活動許可

しごと ざいりゅうしかく ひと しごと しゅつにゆうこくざいりゅう
仕事をしてはいけない在留資格の人が仕事をしたいときは、出入国在留
かんりきょく しよるい だ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく しょういんしーる しかくがい
管理局へ書類を出してください。出入国在留管理局で証印シールか資格外
かつどうきよかしよ ざいりゅうかーど すたんぷ お
活動許可書をもってください。また、在留カードにスタンプを押してもらってください。
しーる きよかしよ か しごと じかん はたら はたら
シールや許可書に書いてある仕事と時間だけ、働くことができます。働くことができる
のは、ながく 1 しゅうかん じかん
は、長くて1週間に28時間までです。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく も もの 出入国在留管理局に持っていく物

- パスポート
- 在留カード
- 資格外活動許可申請書 (QRコードからダウンロードできます→)
- どのような仕事をするのかわかる書類
- 他にも必要な書類があります。(在留資格によって種類が違います。)



と あ さき 問い合わせ先

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく でんわばんごう
大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6377〉
げつようび きんようび
(月曜日から金曜日の 9:00~16:00)

しごと さが 仕事を探す

はろーわーく にほんぜんこく しごと さが はたら
ハローワークでは、日本全国の仕事を探したり、働くところを
しょうかい しょうかい しょうかい しょうかい しょうかい しょうかい
紹介してもらうことができます。パスポートと在留カードを
も い ばーとたいむ しごと さが
持って行ってください。パートタイムの仕事を探すこともできます。
はろーわーく しごと さが かね
ハローワークで仕事を探すとき、お金はいりません。



がいこくご つうやく はろーわーく こうべ はろーわーく えいご ちゅう
外国語の通訳がいるハローワークもあります。神戸のハローワークには、英語、中
ごくご ベトナムご ぼるとがるご すべいんご つうやく あまがさき はろーわーく
国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語の通訳がいます。尼崎のハローワークに
は、ポルトガル語とスペイン語の通訳がいます。

しごと こま 仕事のことで、困ったことがあるとき

つぎ ろうどうきじゆんかんたくしよ はろーわーく そうだん
次のようなときは、労働基準監督署やハローワークに相談してください。

- ① かいしゃ きゅうりよう
会社が給料をはらわないとき
- ② やくそく しごと ちが しごと い
約束の仕事と違う仕事をするように言われたとき
- ③ いじめなどがあるとき

ほか しごと こま そうだん
他にも、仕事について困ったことがあったら、相談してください。

と あ さき 問い合わせ先

はろーわーくいたみ でんわばんごう
ハローワーク伊丹 〈電話番号 072-772-8609〉

いたみろうどうきじゆんかんたくしよ でんわばんごう
伊丹労働基準監督署 〈電話番号 072-772-6224〉

ページ ページ がいこくご しごと
※62ページと63ページに、外国語で仕事のことについて

そうだん でんわばんごう しょうかい
相談できる電話番号を紹介しています。

がいこくじん やと 外国人を雇うときのきまり

かいしゃ ひと がいこくじん はたら かた し コード
会社の人や外国人の働き方についてよく知らないときは、QRコードから
がいこくじん こよう るーる み
「外国人を雇用するときのルール」を見てもらってください。



ろうどうけいやく しごと やくそく 労働契約〈仕事の約束〉

ろうどうけいやく かいしゃ やくそく はたら じかん きゅうりよう やくそく
労働契約は、あなたと会社の約束です。働く時間や給料について、約束しま
す。かいしゃ きゅうりよう はたら じかん かみ か はたら ひと わた かみ か
会社は、給料や働く時間を紙に書いて、働く人に渡します。紙に書くこと
は、とてもたいせつ かいしゃ ろうどうけいやく ないよう かみ か たの
大切です。会社に労働契約の内容を、紙に書くように頼んでください。

にんしん しゅっさん こそだ 妊娠・出産・子育て

にんしん こ かあ なか なか
妊娠〈子どもがお母さんのお腹の中に いること〉
しゅっさん こ う
出産〈子どもを 生むこと〉



こ ■子どもが できたとき

にんしんとどけ ○妊娠届

にんしん かにん にんしんとどけ こ
妊娠したら、(おなかの赤ちゃんの心臓が動いていることを確認できたら)、妊娠届〈子どもができたことを 市役所に 知らせる 書類〉を 保健センターに 出してください。
にんしん せつめい
妊娠したこれからのことについて、説明をうけます。

ぼしてちょう ○母子手帳

ぼけんせんたー ぼしけんこうてちょう ぼしてちょう
保健センターで、母子健康手帳(母子手帳)をもらってください。

こくご えいご ちゅうごくご かんこくご ぼるとがるご すべいんご
10か国語(英語/中国語/韓国語/ポルトガル語/スペイン語/
いんどねしあご べとなむご たいご ねぼーるご たがるごご ぼしてちょう
インドネシア語/ベトナム語/タイ語/ネパール語/タガログ語)の 母子手帳が

あります。母子手帳には、小さい子どもを育てるときに 気をつけることが書いて
あります。そして、お母さんや子どもの 体のことや、予防接種〈病気に ならないための
ちゅうしゃ〉のことなどを 書きます。病院へ 行くとき、母子手帳を 持って行きます。



にんぶけんしん ○妊婦健診

にんしん びょういん い にんぶけんしん にんしん ひと あか
妊娠したら、病院へ行って、妊婦健診〈妊娠している人と おなかの赤ちゃんの
からだ げんき み う ぼけんせんたー にんぶけんしん かね
体が 元気か 見ること〉を受けてください。保健センターで、妊婦健診のお金が
やす けん
安くなる 券をもらってください。

ぼけんせんたー ほか かね ひと にんしんけんさ にんしん
保健センターでは、他にも、お金がない人への妊娠検査〈妊娠しているか していないか
しら べること〉の お金の 相談や、心配なことの 相談ができます。

と あ さき 問い合わせ先

いたみし ぼしほけんか いたみしりつ ぼけんせんたー でんわぼんごう
伊丹市 母子保健課 (伊丹市立保健センター) 〈電話番号 072-784-8034〉

■子どもが生まれたとき

○出生届 ⇒18ページと19ページを見てください。

○子どもの在留資格 ⇒10ページを見てください。

子育て

■子育てのためにもらえるお金

○出産育児一時金

子どもを産むために病院へ入院すると、50万円くらいのお金があります。医療保険に入っている人は、手続きをすると出産育児一時金〈子どもを産むときの病院のお金〉をもらうことができます。国民健康保険に入っている人は、市役所で手続きをしてください。会社の健康保険に入っている人は、その会社で手続きをしてください。

問い合わせ先

(国民健康保険に入っている人)

伊丹市 国保年金課 (国民健康保険) 〈電話番号 072-784-8040〉

○児童手当

子どもを育てている人は、児童手当をもらうことができます。子どもが高校を卒業するまで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)もらうことができます。もらうことができるお金は、子どもの年や子どもの数によって決まります。児童手当をもらうためには、市役所で手続きをしてください。

○児童扶養手当

お父さんかお母さんが1人で子どもを育てているとき、もらうことができるお金です。もらうことができるお金は、子どもの数や、給料によって決まります。給料をたくさんもらっている人は児童扶養手当をもらうことができません。児童扶養手当をもらうためには、市役所で手続きをしてください。

とくべつじどうふようてあて
○特別児童扶養手当

子どもが心や体に病気があるとき、その子どもを育てている人がもらうことができます。子どもが20歳より若いとき、もらえます。給料をたくさんもらっている人は特別児童扶養手当をもらうことができません。特別児童扶養手当をもらうためには、市役所で手続きをしてください。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし ふくしか でんわばんごう
伊丹市 子ども福祉課 〈電話番号 072-784-8030〉

こ げんき そだ たし
■子どもが元気に育っているか、確かめます

にゅうようじけんしん こ げんき しら
○乳幼児健診〈子どもが元気かどうか調べること〉

子どもが4か月、10か月、1歳6か月、3歳になったときに、子どもの身長や体重がどれくらいか、元気かどうかなどを確かめます。子どものことで心配なことがあったら、相談することができます。お金はいりません。日や時間などは、保健センターからの手紙でお知らせします。

よ ぼうせつしゅ びょうき ちゅうしゃ
○予防接種〈病気に ならないように するための 注射〉

子どもがはしかや風しん、水疱瘡などの病気にならないための注射です。法律で決まっている注射は、お金がいりません。何歳のときにどの注射を打つか、決まっています。



ほけんせんたー ほか こそだ そうだん いちど き
保健センターで、他にも子育てなどについて、相談できますので、一度来てください。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし ぼしほけんか いたみしりつほけんせんたー でんわばんごう
伊丹市 母子保健課 (伊丹市立保健センター) 〈電話番号 072-784-8034〉

こ びょうき かね
○子どもが病気になったときのお金

0歳~15歳の子どもが病気になったときの病院のお金がいらなくなる場合があります。また、15歳~18歳の子どもが入院したときのお金が返ってくる場合もあります。このしくみを、乳幼児等・子ども医療費助成制度と言います。



にゅうようじどう いりょうひじよせいせいど つか しやくしょ てつづ
乳幼児等・子ども医療費助成制度を使うためには、市役所で手続きをしてください。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし こうき いりょうふくしか でんわばんごう
伊丹市 後期医療福祉課 〈電話番号 072-784-8041〉

■保育所・こども園・幼稚園

○保育所(保育園)〈子どもの世話や、かんたんな教育をするところ〉

保育所は、お父さんやお母さんが、仕事や病気などで家で子どもを育てることができないとき、0歳～5歳の子どもの世話をしてもらえるところです。保育所に子どもを入れるためには、市役所で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)

3歳～5歳の子どもの保育料(保育所を使うためのお金)はいりません。(0歳～2歳の子どもの保育料は、その家がいくら市に税金をはらっているかで、決まります。)

2人以上の子どもがいっしょに保育所・認定こども園・幼稚園などに入れば、2人目以降の保育料はいりません。)また、保育料のほかに、給食費(保育所で食べる昼ご飯などのお金)などがいます。

○認定こども園〈子どもの世話や、かんたんな教育をするところ〉

保育所(保育園)と幼稚園が一緒になったところで、0歳～5歳の子どもの世話をしてもらうことができます。認定こども園に子どもを入れるためには、市役所や、入りたい認定こども園で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)

3歳～5歳の子どもの保育料はいりません。(0歳～2歳の子どもの保育料は、その家がいくら市に税金をはらっているかで決まります。)

2人以上の子どもがいっしょに保育所・認定こども園・幼稚園などに入れば、2人目以降の保育料はいりません。)また、保育料のほかに、給食費などがいます。



○幼稚園〈子どもにかんたんな教育をするところ〉

3歳～5歳の子どもに、小学校に入る前にかんたんな教育をするところです。幼稚園に子どもを入れるためには、市役所や入りたい幼稚園で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)保育料はいりません。(1か月あたり25,700円まではお金はいりません。)



とあさき
問い合わせ先

伊丹市 幼児教育課 (電話番号 072-784-8035)

がっこう 学校

がっこう 学校

日本では、学校は4月に始まって、次の年の3月に終わります。日本に住んでいる外国籍の子どもも、小学校や中学校で勉強することができます。国・県・市がつくった公立学校と、学校法人〈学校の会社〉がつくった私立学校があります。

■学校の種類など

○小学校と中学校

小学校には6年間、中学校には3年間行きます。

子どもが6歳になったら、次の4月から小学校へ行きます。

12歳になったら、次の4月から中学校へ行きます。

公立小学校は、入学金〈学校へ入るときのお金〉、授業料〈授業のためのお金〉、教科書のお金、給食〈学校で食べる昼ご飯〉のお金はいりません。

公立中学校は、入学金〈学校へ入るときのお金〉、授業料〈授業のためのお金〉、教科書のお金、給食〈学校で食べる昼ご飯〉のお金はいりませんが、制服〈学校へ行くときに着る服〉などのお金はいります。

私立学校は、全部のお金がいります。



○高校



中学校を卒業した後、高校へ行くことができます。ほとんどの子どもたちが行きます。たいてい、3年間行きます。高校に入るために、テストがあります。中学校での勉強やスポーツなどがよくできる子どもは、入るときにテストがないこともあります。入学金や授業料、教科書や制服など、全部のお金がいります。

○大学・短期大学

高校を卒業した後、大学や短期大学へ行くことができます。大学はたいてい4年間、短期大学は2年間行きます。大学に入るためにテストがあります。スポーツ

などがよくできる人は、入るためのテストがないこともあります。入学金や授業料、教科書のお金など、全部のお金がいります。

○学校の行事

学校には、いろいろな行事〈運動会や参観日など〉があります。お父さんやお母さんが学校の行事へ行くことは大切です。行事について、学校からもらう手紙に、日や時間、持ち物などが書いてあります。わからないときは、学校の先生に聞いてください。



○PTA (Parents and Teachers Association)

PTAは、お父さんとお母さんと、先生の集まりです。PTAは、学校へ行く子どものために、いろいろなことをします。



■学校に入るとき

次の年の4月に小学校1年生や中学校1年生になる人には、前の年に、伊丹市から手紙が届きます。外国人の子どもで、伊丹市の小学校や中学校に入りたい人は、市役所学校教育課で手続きをしてください。

問い合わせ先
 伊丹市教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

■日本語を話すことが難しい子どものために

伊丹市の小学校や中学校へ行く子どものうち、日本語を話したりすることが難しい子どもを、日本語と外国語が話せるサポーター（言語支援員や子ども多文化共生サポーターと言います。）が助けます。くわしいことは、今行っている（行く予定の）学校に聞いてください。

問い合わせ先
 伊丹市教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

■児童くらぶ

放課後〈学校が終わった後の時間〉に、お父さんやお母さんが仕事などで家にいないとき、小学生は児童くらぶへ行くことができます。児童くらぶでは、友だちと遊んだり、

しゅくだい 宿題をしたりすることができます。じどう 児童くらぶでは、こ どもが あんぜん 安全かどうか おとな み 大人が見て

います。
じどう 児童くらぶへ 行くためには、い しやくしょ 市役所で もう こ 申し込みを してください。また、いくせいりょう 育成料 〈じどう 児童くらぶを つか 使うための かね お金〉や おやつ の お金などが います。

と あ さき
問い合わせ先

いたみしきょういくいいんかいじ むきょくしゃかいきょういくすいしんか でんわばんごう
伊丹市 教育委員会事務局 社会教育推進課 〈電話番号 072-784-8079〉

がいこくじん こうこう はい てすと
■外国人のための、高校に入るためのテスト

いたみきたこうこう ひょうごけん いつ こうこう がいこくじん こうこう はい てすと
伊丹北高校などの 兵庫県の 5つの 高校では、外国人が 高校に入るための テスト
う を 受けるとき、かんたん な 日本語で 書いている テストを 受けることが できます。このテスト
を、「がいこくじんせいと とくべつわくせんぱつ こうこう はい あと がっこう
外国人生徒にかかわる特別枠選抜」と います。高校に 入った 後も、学校の
べんきょう 勉強が わかるように 助けてもらうことが できます。

このテストを 受けることが できるのは、つぎ の ような ひと 人です。

がいこく こくせき にほん き ねん ひと
・外国の 国籍で、日本へ 来てから 3年までの人

てすと う とし がつ ちゅうがっこう そつぎょう よてい ひと ちゅうがっこう そつぎょう
・テストを 受ける 年の 3月に 中学校を 卒業する 予定の人や、中学校を 卒業
した ひと 人。または、がいこく ねんかん がっこう い ひと
外国で 9年間 学校へ 行った 人

ほごしゃ とう かあ いっしょ ひょうごけん す ひと
・保護者 〈お父さんや お母さんなど〉と 一緒に 兵庫県に 住んでいる 人。

または、こうこう はい とし がつ ひょうごけん ひ こ よてい ひと
高校に 入る 年の 4月までに 兵庫県に 引っ越す 予定の 人

このテストを 受けたい 人は、いま 行っている ちゅうがっこう そうだん
中学校などに 相談してください。

と あ さき
問い合わせ先

ひょうごけん きょういくいいんかいじ むきょく こうこうきょういくか でんわばんごう
兵庫県 教育委員会事務局 高校教育課 〈電話番号 078-362-9444〉

や かんちゅうがっこう あまがさきしりつ せいりょうちゅうがっこう きんじょうばんこう
■夜間中学校 (尼崎市立成良中学校 琴城分校)

ぎむきょういく にほん しょうがっこう ねんかん ちゅうがっこう ねんかん
義務教育 (日本では、小学校の 6年間と 中学校の 3年間)
がっこう いくことが できなかつた ひと が、行くことが できます。夜に
じゅぎょう を します。授業料 〈授業のための お金〉は ありません。



と あ さき
問い合わせ先

いたみしきょういくいいんかいじ むきょく がっこうきょういくか でんわばんごう
伊丹市 教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉
やかんちゅうがく でんわ そうだん でんわばんごう
ひょうご夜間 中学 電話相談 〈電話番号 078-362-9432〉

学校の お金を 助けます

■ 就学援助〈学校へ 行くための お金を 助けます〉

お金がなくて学校へ行くことが難しい人が、教育のためのお金をもらうことができます。公立の小学校と中学校へ行っている人は、自分が行っている学校へ、申し込みをしてください。まだ小学校へ行っていない人は、市役所で手続きをしてください。

問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

■ 高等学校等就学支援金

公立の高校へ行っている人は、学校にはらう授業料が無料になります。
(お金はいりません。)私立の高校などへ行っている人も、授業料の一部を国からもらうことができます。

くわしいことは、QRコードを読み取って、ホームページを見てください。



日本の学校についてのガイドブック

日本の学校について、くわしく書いているガイドブックがあります。
日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、アラビア語、ウルドゥ語のガイドブックがあります。

くわしいことは、QRコードを読み取って、ホームページを見てください。



問い合わせ先

兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター
〈電話番号 0797-35-4537〉

にほんご べんきょう 日本語の勉強

■伊丹市の日本語教室

日本語を勉強したい外国人は来ることができます。日本語教室へ来たい人は、伊丹市 同和・人権・平和課に電話をしてください。

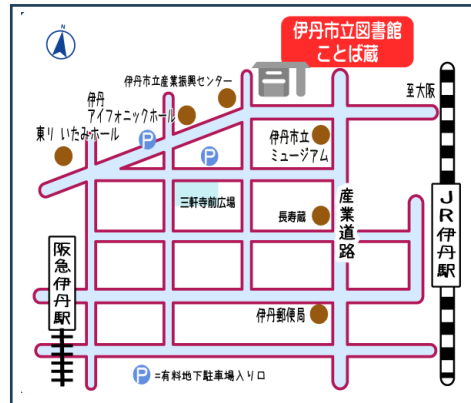


きょうしつ なまえ 教室の名前	ひじかん 日と時間	ばいしょ 場所
にほんごがくしゅうきろん 日本語学習サロン	かようび 火曜日 19:00~20:30	すわんほーる スワンホール かい だい かいぎしつ だい かいぎしつ 1階 第3会議室と 第4会議室
にほんごきょうしつ 日本語教室	もくようび 木曜日 9:40~11:40	いたみしりつとしょかん ぐら 伊丹市立図書館「ことば蔵」 かい たもくてきしつ 1階 多目的室2など
ゆねすこにほんごきょうしつ ユネスコ日本語教室	どようび 土曜日 9:30~11:30	とうり ほーる 東り いたみホール かい だいかいぎしつ 3階 大会議室など

にほんごがくしゅうきろん すわんほーる
日本語学習サロン：スワンホール



にほんごきょうしつ としょかん ぐら
日本語教室：図書館「ことば蔵」



ゆねすこにほんごきょうしつ とうり ほーる
ユネスコ日本語教室：東りいたみホール



と あ さき 問い合わせ先

いたみし どうわ じんけん へいわ か でんわぼんごう
伊丹市 同和・人権・平和課 〈電話番号 072-784-8148〉

■日本語の勉強のウェブサイト

パソコンやスマートフォンを使って、日本語を勉強することができるウェブサイトを紹介いたします。くわしくは、下のQRコードから、それぞれのホームページを見てください。



○つながる ひろがる にほんごでの暮らし

日本語をはじめて勉強する人のためのウェブサイトです。日本で生活するために大切な日本語を勉強します。ビデオを見ながら日本の生活についても勉強することができます。日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、ロシア語、ウクライナ語、フランス語などで見るすることができます。



○いそどろ「生活の日本語」オンラインコース

日本で生活するための日本語を、パソコンやスマートフォンなどを使ってオンラインで勉強するコースです。レベルは、入門、初級1、初級2があります。日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、欧州スペイン語、ウクライナ語、ウズベク語、ロシア語、フランス語で見ることができます。



○まるごと+

日本語や日本の文化を勉強することができるウェブサイトです。



○ひろがる もっといろんな日本と日本語

武道やアニメ・マンガ、寺・神社など、12個の日本のことについて、情報を読んだり、日本の人が話している動画を見たりして、日本語を勉強するウェブサイトです。



○やさしい日本語 Conversation Lessons / Grammar Lessons

17のことばで日本語を勉強することができるウェブサイトです。ひらがなから勉強することができます。



がいこくじん そうだん 外国人が相談するところ

せいかつ しごと こ こま
生活のこと、仕事のこと、子どものことなど、困っている
ことや 悩んでいることを、なや 外国語で がいこくご 相談 そうだん できます。

いたみし がいこくじん そうだん まどぐち 伊丹市外国人相談窓口



そうだん ○相談できること

- せいかつ こま
・生活で困っていることや、わからないこと
- しやくしよ まどぐち い
・市役所の どの窓口へ 行けばいいか わからないこと など

(伊丹市外国人相談窓口ホームページ)

じかん ○時間

へいじつ げつようび きんようび
平日 (月曜日～金曜日) の 9:00～17:00

ばしよ ○場所

いたみしやくしよ かい どうわ じんけん へいわか
伊丹市役所 5階 同和・人権・平和課



そうだん ことば ○相談できる言葉 ※テレビ、オンライン通訳(タブレット)で相談 そうだん できます。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ やさしい日本語 (かんたんな 日本語) | ・ ミャンマー語 |
| ・ 英語 | ・ ヒンディー語 |
| ・ 中国語 | ・ クメール語 |
| ・ 韓国語 | ・ インドネシア語 |
| ・ ベトナム語 | ・ フランス語 |
| ・ フィリピン語 | ・ ロシア語 |
| ・ タイ語 | ・ ポルトガル語 |
| ・ ネパール語 | ・ スペイン語 |
| ・ マレー語 | |

※その他の言葉も、通訳の機械を使って相談 そうだん できます。

と あ きき 問い合わせ先

いたみし がいこくじん そうだん まどぐち いたみし どうわ じんけん へいわか
伊丹市外国人相談窓口 (伊丹市 同和・人権・平和課)

でんわばんごう
電話番号 072-784-8148

ふあつくすばんごう
ファックス番号 072-780-3519

めーるあどれす
メールアドレス kokusaiheiwa@city.itami.lg.jp

ほか がいこくじん そうだん まどぐち
その他の外国人相談窓口

せいかつ そうだん
■生活の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
がいこくじん ざいりゅう 外国人 在留 しえんせんたー 支援センター ふれすく FRESC(フレスク)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日 しゅくじつ 祝日、 ねんまつねんし 年末年始 やすみ は休み	9:00～ 17:00	0570-011000 がいこく いちぶ でん 外国や一部の IP電 わ 話は 03-5363-3013
ひょうご たぶんかきょうせい 多文化共生 そうごうそうだん 総合相談 せんたー センター	えいご 英語	げつようび 月曜日～ もくようび 木曜日	9:00～ 17:00	078-382-2052
	中国語	げつようび 月曜日 すいようび 水曜日～ きんようび 金曜日		
	にほんご すべいんご 日本語 / スペイン語	まいにち 毎日		
	ぼるとがるご ポルトガル語	げつようび 月曜日 かようび 火曜日 もくようび 木曜日 きんようび 金曜日		
	つうやく でんわ つか 【通訳の電話を 使います】 かんこくご べとなむご 韓国語/ ベトナム語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ ねぼーるご まれーご ネパール語/ マレー語/ みゃんまーご くめーるご ミャンマー語/ クメール語/ ふらんすご どいつご フランス語/ ドイツ語/ いたりあご ろしあご イタリア語/ ロシア語/ うくらいなご もんごるご ウクライナ語/ モンゴル語/ しんはらご たがろぐご シンハラ語/ タガログ語/ ひんでいーご ヒンディー語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日		

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうご たぶんかきょうせい 多文化共生 そうごうそうだん 総合相談 せんたー センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すぺいんご ぼるとがるご スペイン語 / ポルトガル語 / たがろぐご タガログ語 【通訳の電話を使います】 つうやく でんわ つか かんこくご べとなむご 韓国語/ ベトナム語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ ねばーるご まれーご ネパール語/ マレー語/ みゃんまーご くめーるご ミャンマー語/クメール語/ ふらんすご どいつご フランス語/ ドイツ語/ いたりあご ろしあご イタリア語/ ロシア語/ うくらいなご もんごるご ウクライナ語/モンゴル語/ しんはらご ひんでいーご シンハラ語/ ヒンディー語	どようび 土曜日/ にちようび 日曜日	9:00～ 17:00	078-232-1290 どようび にちようび (土曜日と日曜日 は NGO神戸外国人 きゅうえんねっと 救援ネットが そうだん 相談に のります)
こうべこくさい 神戸国際 こみゆにてい コミュニティ せんたー センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語 / 英語 / 中国語 べとなむご ベトナム語 すぺいんご スペイン語 ねばーるご ネパール語 たいご タイ語 ふいりびの フィリピン語 ぼるとがるご ポルトガル語 かんこくご いんどねしあご 韓国語/ インドネシア語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日 げつようび 月曜日/ すいようび 水曜日 かようび 火曜日/ もくようび 木曜日 げつようび 月曜日 かようび 火曜日 すいようび 水曜日 もくようび 木曜日 きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 17:00	078-742-8705 でんわ (電話は 9:00～)
こうべ NGO神戸 がいこくじんきゅうえん 外国人救援 ねっと ネット	えいご ちゅうごくご べとなむご 英語/ 中国語/ ベトナム語/ たがろぐご すぺいんご タガログ語/ スペイン語/ ぼるとがるご ろしあご ポルトガル語/ ロシア語	きんようび 金曜日	13:00～ 20:00	078-232-1290 ちゅうごくご べとなむ 中国語、ベトナム ご ろしあご よやく 語、ロシア語は 予約 してください。
ほうじん NPO法人 かんさいぶらじるじん 関西ブラジル人 こみゆにてい コミュニティCBK	ぼるとがるご ポルトガル語	かようび 火曜日～ にちようび 日曜日	10:00～ 17:00	078-222-5350
ひょうごらてん ひょうごラテン こみゆにてい コミュニティ	すぺいんご スペイン語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	10:00～ 17:00	078-739-0633

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ベトナムむゆめ ベトナム夢 KOBE	ベトナム語	かようび 火曜日 もくようび 木曜日 きんようび 金曜日	10:00～ 17:00	078-736-2987
よりそい ほっとらいん ホットライン でんわ そうだん (電話の相談)	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ ベトナム語/ ネパール語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語 / ポルトガル語 / だがるご ダガログ語	ことば 言葉によつ て、相談で きる曜日が ちが 違います。	10:00～ 22:00	0120-279-338 にほんご こえ き 日本語の声 が 聞こ えたら、電話機 の 2 を お を押してください。
よりそい ほっとらいん ホットライン (Facebook の Messenger で 相談)	えいご ねばーるご 英語 / ネパール語 など えいご ベトナム語/ ねばーるご いんどねしあご ネパール語/ インドネシア語/ だがるご ダガログ語 えいご ベトナム語 / インドネ シア語/ 中国語/ ネパール語	もくようび 木曜日 きんようび 金曜日 にちようび 日曜日	16:00～ 22:00	ほか ことば そう 他の言葉で 相 談したいときは、 Messenger で よやく 予約してください 
あじあふくし アジア福祉 きょういくざいだん 教育財団 なんみんじぎょうほんぶ 難民事業本部 (RHQ)	にほんご えいご みゃんまーご 日本語/ 英語/ ミャンマー語/ ベトナム語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:30～ 17:30	いんどしななんみん (インドシナ難民・ じょうやくなんみん 条約難民) 0120-090-091 なんみんにんていしんせいしゃ (難民認定申請者) 0120-925-357 (関西支部) 078-361-1700

せんもんてき そうだん ほうりつ そうだん
■ 専門的な 相談 (法律などの 相談)

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうご多文化 きょうせいそうごう 共生総合 そうだんせんたー 相談センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語/ポルトガル語	げつようび 月曜日	13:00～ 15:00 (1 時間 ずつ)	078-382-2052 よやく 予約してください。
ほうてらす 法テラス たげんごじょうほう 多言語情報 ていきょうきーびす 提供サービス	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ ベトナム語/ ネパール語/ たがるご すべいんご タガログ語/ スペイン語/ たいご いんどねしあご タイ語/ インドネシア語/ ぼるとがるご ポルトガル語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0570-078377

しごと そうだん
■仕事の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
<p>がいこくじんろうどうしゃ 外国人労働者 む そうだん 向け相談 だいやる ダイヤル</p> <p>はたら じょうけん (働く条件 などについて がいこくご そうだん 外国語で相談 できます。)</p>	えいご 英語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 15:00	0570-001-701
	ちゅうごくご 中国語			0570-001-702
	ぼるとがるご ポルトガル語			0570-001-703
	すべいんご スペイン語			0570-001-704
	だがるご ダガログ語			0570-001-705
	べとなむご ベトナム語			0570-001-706
	みゃんまーご ミャンマー語	きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 15:00	0570-001-707
	ねぱーるご ネパール語	げつようび 月曜日～ もくようび 木曜日		0570-001-708
	かんこくご 韓国語	すいようび 水曜日～ きんようび 金曜日		0570-001-709
	たいご タイ語	もくようび 木曜日		0570-001-712
	いんどねしあご インドネシア語	かようび 火曜日		0570-001-715
	かんぼしあご カンボジア語 (クメール語)	すいようび 水曜日		0570-001-716
	もんごるご モンゴル語	きんようび 金曜日		0570-001-718
こうべがいこくじん 神戸外国人 こようさーびす 雇用サービス こーなー コーナー	ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日/ きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 16:00	078-362-4570
しごと そうだん (仕事の相談や はたら 働くところを しょうかい 紹介してもら う ことができま す。)	えいご すべいんご 英語/ スペイン語/ ぼるとがるご ポルトガル語	かようび 火曜日～ もくようび 木曜日	13:15～ 17:15	
	べとなむご ベトナム語	もくようび 木曜日～ きんようび 金曜日	13:00～ 16:00	

しごと そうだん ぎのうじっしゅうせい
■仕事の相談 (技能実習生)

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
がいこくじんぎのう 外国人技能 じっしゅうきこう 実習機構 (OTIT)	べとなむご ベトナム語	げつようび 月曜日～ どようび 土曜日	11:00～ 19:00 どようび (土曜日・ にちようび 日曜日は 9:00～ 17:00)	0120-250-168
	ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日/ すいようび 水曜日/ きんようび 金曜日		0120-250-169
	いんどねしあご インドネシア語	かようび 火曜日/ もくようび 木曜日/ どようび 土曜日		0120-250-192
	ふいりびんご フィリピン語			0120-250-197
	えいご 英語			0120-250-147
	たいご タイ語	もくようび 木曜日/ にちようび 日曜日		0120-250-198
	かんぼじあご カンボジア語	もくようび 木曜日		0120-250-366
	みゃんまーご ミャンマー語	かようび 火曜日		0120-250-302

にほん く にほん で ざいりゅうしかく そうだん
●日本へ 来ることや 日本から 出ること、在留資格の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
しゅつにゆうこくざいりゅう 出入国在留 かんりきよく 管理局 がいこくじんざいりゅう 外国人在留 そうごういんぷお 総合インフォ めーしょんせん メーションセン たー ター でんわ そうだん (電話の相談)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ かんこくご ぼるとがるご 韓国語/ ポルトガル語/ すべいんご べとなむご スペイン語/ ベトナム語/ ねぼーるご たいご ネパール語/タイ語/ みゃんまーご しんはらご ミャンマー語/シンハラ語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	8:30～ 17:15	0570-013904 にほんご えいご ※日本語と英語は、 めーる そうだん メールでも相談 できます。 info@tokyo.i.moj.go.jp
ひょうごたぶんか ひょうご多文化 きょうせいそうごうそうだん 共生総合相談 せんたー センター しゅつにゆうこくざいりゅう (出入国在留 かんりきよく しょくいん 管理局の職員 による相談)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語/ ポルトガル語	毎月 だい 3 もくようび 木曜日	13:30 ～ 16:30 1時間ずつ	078-382-2052 ぜんじつ じ ※前日の16時までに でんわ よやく 電話で予約してくだ さい。

こ しょういく そうだん
●子どもの 教育の 相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうごけん 兵庫県 きょういくいいんかい 教育委員会 こ たぶんか 子ども多文化 きょうせいせんたー 共生センター	にほんご 日本語 こ たぶんかきょうせいせん ※子ども多文化 共生セン たー い そうだん ターに行って相談するときは よやく つうやく よ 予約したら、通訳を呼ぶこ とも できます。	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0797-35-4537 E-mail: mc- center@pref.hyogo.lg.jp

さ べつ そうだん
●差別や いじめなどの 相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ほうむきよく 法務局 がいこくごじんけん 外国語人権 そうだんだいやる 相談ダイヤル	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ べとなむご ふいりぴのご ベトナム語/ フィリピン語/ ねばーるご いんどねしあご ネパール語/ インドネシア語/ たいご ぼるとがるご タイ語/ ポルトガル語/ すべいんご スペイン語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0570-090911

●生活に便利な情報

○生活オリエンテーション動画

日本で どのように 生活するかを 動画で 見れます。
お金のことや 病院のこと、仕事のことも 確認できます。
このQRコードから 確認して ください。



(出入国在留管理庁ホームページ)

○マイナンバーカードの一体化

マイナンバーカードと 在留カードを ひとつのカード (特定在留カード) に することが できます。
くわしくは この出入国在留管理庁の ホームページを 見てください。



(出入国在留管理庁のホームページ)



(特定在留カードの説明)

伊丹市 外国人 相談窓口

生活のなかで こまったこと わからないこと について
 あなたの 国の言葉で 相談できます。お金はいりません。

Free

がいこくじん そうだん まどぐち
外国人 相談窓口
 Consultaion Counter for Foreign Residents

生活のなかで こまったこと
 わからないこと について
 あなたの国の言葉で 相談できます。

9:00 ~ 17:00
 げつようび から きんようび
Monday to Friday
 ※土・日・祝日は休み
 ※Closed on National holidays

相談できる言葉

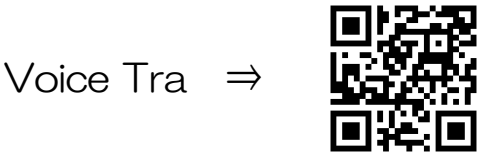
简体中文 <small>中国語(简体字)</small>	繁體中文 <small>中國語(繁體字)</small>	English <small>英語</small>	Filipino <small>フィリピン語</small>
Indonesia <small>インドネシア語</small>	한국어 <small>韓国語</small>	မြန်မာစာ <small>ミャンマー語</small>	नेपाली <small>ネパール語</small>
Tiếng Việt <small>ベトナム語</small>	ខ្មែរ <small>クメール語</small>	ภาษาไทย <small>タイ語</small>	Portugués <small>ポルトガル語</small>
Español <small>スペイン語</small>	Français <small>フランス語</small>	Русский <small>ロシア語</small>	日本語 <small>にほんご</small>

ほか ほか ※その他の言葉でも、相談できます。

どうわ じんげん へいわが
同和・人権・平和課

スマートフォンをお持ちでしたら、翻訳アプリで会話ができます。

さんこう たげん ごおんせいほんやく あぶり
 (参考) 多言語音声翻訳アプリ



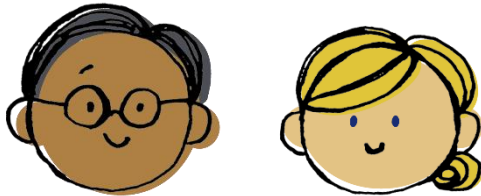
X(旧 Twitter)もあります。



めーるあどれす
 メールアドレス kokusaiheiwa@city.itami.lg.jp

でんわばんごう
 電話番号 072-784-8148

ばしょ
 場所 伊丹市役所5階 同和・人権・平和課



がいこくじんむ いたみしせいかつがい どぶっく ねいわ ねん がつかいてい
 外国人向け伊丹市生活ガイドブック (令和8(2026)年7月改訂)

はっこう いたみし しみんじちぶ きょうせいすいしんしつ どうわ じんげん へいわか
 発行：伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課